

資料編

1. ながさき環境県民会議

(1) ながさき環境県民会議メンバー

団体名	委 員		総会	部 会	
	職 名	氏 名		温暖化防止	4 R
長崎県商工会議所	理事・事務局長	田 中 英 明	○	○	
長崎県商工会連合会	女性部連合会副会長	藤 林 映 子	○		○
長崎県中小企業団体中央会	事務局長	井 上 一 幸	○		○
長崎県農業協同組合中央会	総務部長	西 口 耕 蔵	○		○
長崎県漁業協同組合連合会	総務指導部長	川 尻 正 史	○	○	
(株) 浜屋百貨店	総務統括部長	藤 井 浩	○		○
長崎県生活協同組合連合会	専務理事	岩 永 尚 之	○		○
長崎県食料産業クラスター協議会	会長	林 田 邦 彦	○		○
生活協同組合ラコープ	コンプライアンス室スタッフマネジャー	木 戸 幸 治	○	○	
(一社) 長崎県建設業協会	専務理事兼事務局長	山 下 和 孝	○	○	
(一社) 長崎県造園建設業協会	理事	松 本 公 明	○		○
(公社) 食品容器環境美化協会	長崎地方連絡会議 主宰幹事 (サントリー酒類株式会社 支店長)	小崎 謙太郎	○		○
(公財) 長崎県生活衛生営業指導センター	理事長	木 下 喜 行	○		○
(一社) 長崎県産業資源循環協会	事務局次長	本 田 高 浩	○		○
長崎県クリーン事業協同組合	理事	菅 原 則 和	○		○
日本たばこ産業(株)九州支社	長崎北支店長	早矢仕 正和	○	○	
三菱重工業(株)長崎造船所	三菱パワー株式会社 安全環境管理部 長崎安全環境 課長	山 村 達 也	○	○	
西部ガス長崎(株)	長崎総務部 マネージャー	森田 孔太郎	○	○	
(一社) 長崎県LPGガス協会	専務理事	門 脇 宏	○	○	
(一財) 長崎県地域婦人団体連絡協議会	副会長	鈴 木 晴 代	○		○
長崎県生活学校連絡協議会	会長	谷 口 弘 子	○		○
長崎県保健環境連合会	会長	寺 山 燦 二	○		○
長崎県地球温暖化防止活動推進センター	センター長	原 田 幸 二	○	○	
(一社) 長崎県バス協会	専務理事	峯 比呂志	○	○	
(一社) 長崎県タクシー協会	事務局長	瀧 澄 雄	○	○	
(公社) 長崎県トラック協会	専務理事	鶴 田 孝 廣	○	○	
九州電力株式会社長崎支店	総務グループ長	馬 場 恒 光	○	○	
J-POWERジェネレーションサービス株式会社 松浦火力運営事業所	所長代理	小 西 裕 明	○		○
(公社) 長崎県林業公社	専務理事	尾 崎 原 喜	○	○	
長崎大学	名誉教授	早 瀬 隆 司	副議長	部会長	
長崎大学	名誉教授	糸 山 景 大	議長		○
長崎大学大学院	水産・環境科学総合研究科 准教授	濱 崎 宏 則	○	○	
長崎総合科学大学	名誉教授	宮 原 和 明	副議長	○	
鎮西学院大学	教授	佐 藤 快 信	○	○	
長崎県県民生活環境部	次長兼地域環境課長	重 野 哲	○	○	
長崎県市長会	事務局長	野 副 智 子	○	○	
(株) 長崎新聞社	クロスメディア編集部長	河 野 隆 之	○	○	
長崎県町村会	総務課長	内 田 隆 史	○	○	
長崎県都市教育長協議会	長崎市教育委員会 学校教育課長	片 岡 勝 志	○	○	
長崎県町村教育長会	副会長(佐々町教育長)	黒 川 雅 孝	○		○
(公財) 長崎県老人クラブ連合会	常務理事兼事務局長	上 田 幸 明	○		○
NPO法人環境カウンセリング協会長崎	理事	重 橋 裕 明	○		○
日本労働組合総連合会長崎県連合会	副事務局長	西 野 輝 夢	○	○	
ながさきオフィスエコクラブ	代表理事	川 口 義 己	○		○
長崎県飲料衛生生活衛生同業組合	理事長	藤 本 淳 次郎	○		○
公募委員		中 島 ふ さ	○		○
公募委員		石 黒 則 子	○		部会長
公募委員		吉 田 寛 重	○	○	
公募委員		藤 原 善 博	○	○	
公募委員		奥 村 公 子	○	○	
公募委員		巴 山 剛	○		○
公募委員		吉 田 政 和	○	○	
公募委員		蒔 田 明 弘	○	○	

(2) ながさき環境県民会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 県民、事業者、NPO・大学、行政等が、それぞれの役割を果たしながら、自主的かつ相互に連携・協働して、具体的な取り組みを実践し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を形成することを目的として、ながさき環境県民会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 持続可能な社会形成のための行動計画の策定及びその推進に関すること
- (2) 県民意識の向上その他脱炭素社会及び循環型社会の構築の推進に必要な事項に関すること

(構成等)

第3条 会議は、別表の委員により構成する。

- 2 会議には、議長1人及び副議長2人を置き、その選任は委員の互選によるものとする。
- 3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副議長が、その職務を代行する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。

(総会)

第4条 総会は原則として年1回開催する。また、必要に応じて議長は臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、議長が招集する。
- 3 総会は、委員総数の2分の1以上の出席が無ければ開催することができない。

(運営委員会)

第5条 第2条の事業を推進するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、総会を開催するにあたり事前に各部会間の調整が必要等、議長が認める時に開催するものとする。
- 3 委員会は、議長の指名する者をもって構成する。
- 4 委員会には、委員長及び副委員長を置き、議長が委員長を副議長が副委員長を兼務する。
- 5 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が、その職務を代行する。
- 6 委員会は、委員長が招集する。

(部会)

第6条 事業の内容等について、具体的に検討及び実践するため、4R部会及び温暖化防止部会を設置する。

- 2 部会は、議長の指名する者をもって構成する。なお、議長は、部会を運営するうえで必要があるときは、委員以外の者から部会員を指名することができる。
- 3 部会には部会長1人及び副部会長1人を置き、部会を構成する者のうちから、議長がこれを指名する。
- 4 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、副部会長が、その職務を代行する。

5 部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、長崎県県民生活環境部資源循環推進課において行う。

2 部会の庶務は、次のとおり行う。

(1) 4R部会の庶務は、長崎県県民生活環境部資源循環推進課において行う。

(2) 温暖化防止部会の庶務は、長崎県県民生活環境部地域環境課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月24日から施行する。

この要綱は、平成25年8月2日から施行する。

この要綱は、平成28年8月24日から施行する。

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

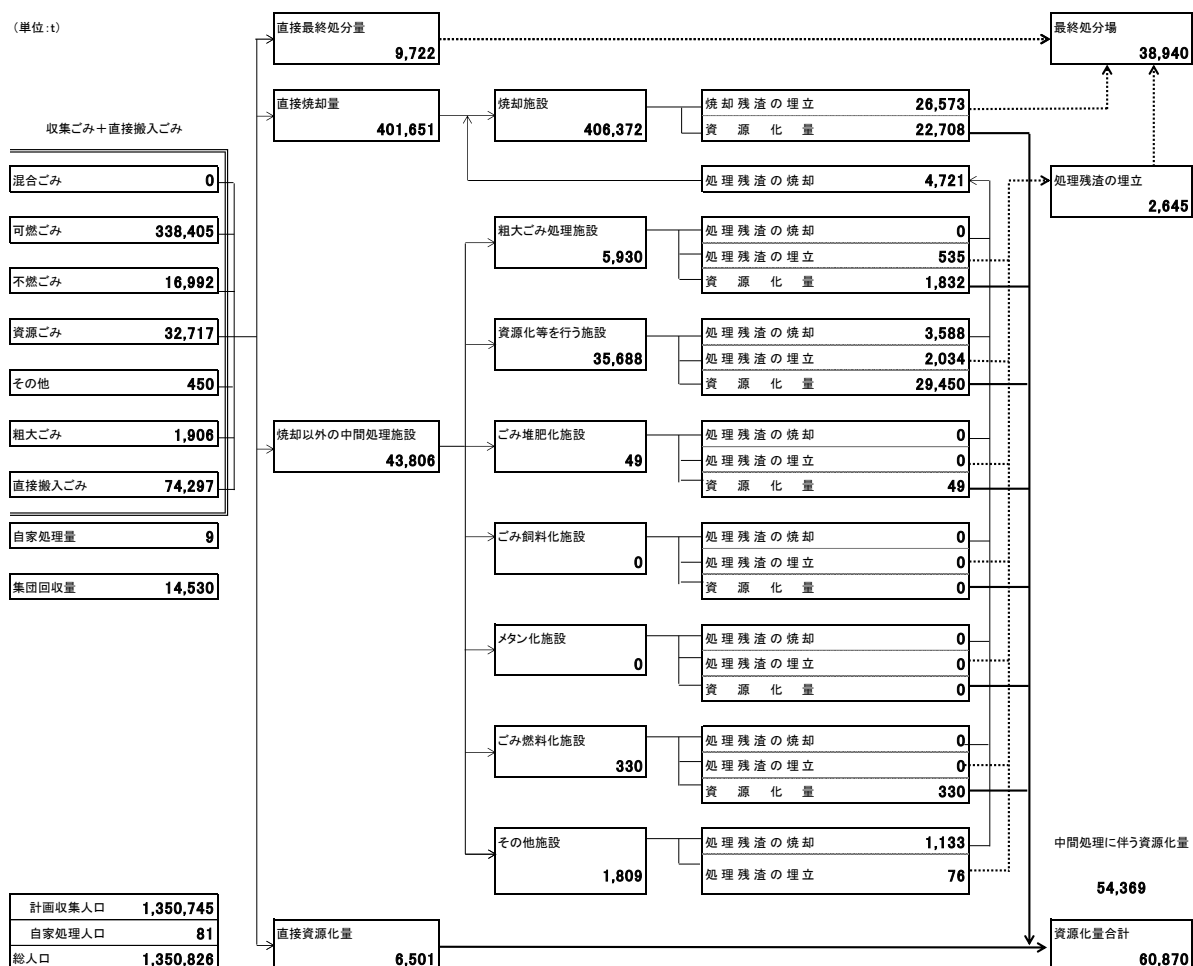
この要綱は、平成30年8月3日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

2. 県内市町データ

(1) 長崎県における令和元年度の一般廃棄物（ごみ）の排出量及び処理量



- * (用語の定義) ごみ排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量
 計画収集量：市町等によって収集されたごみ量
 直接搬入量：住民、事業者等がごみ処理施設に直接搬入したごみ量
 集団回収量：自治会や子ども会などが古紙などを回収し、市町に報告した量
 施設資源化量：資源化等を行う施設等における処理に伴い資源化された量
 直接資源化量：市町が収集後、資源化処理施設を経ずに直接再生業者等へ搬入された量
 資源化量＝施設資源化量＋直接資源化量＋集団回収量
 1人1日あたりの排出量＝ごみ排出量÷ごみ収集を行っている区域の人口÷年間日数
 人口：令和元年9月末時点の住民基本台帳人口
 再生利用率＝資源化量÷ごみ排出量×100

〈出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査(令和元年度実績)〉

(2) 各市町における令和元年度のごみ排出量

①ごみ排出量

市町名	人口 (人)	計画収集量							直 接 搬入量	計	内訳(再掲)		集 団 回収量	ご み 排出量 合 計	1人1日あたり の 排 出 量	
		混合 ごみ	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	粗大 ごみ	その他	小計			生活系	事業系			(g/人・日)	順位
長崎市	417,381	0	112,958	7,068	15,856	347	151	136,380	6,182	142,562	97,738	44,824	5,708	148,270	973.3	11
佐世保市	249,996	0	71,035	4,208	3,605	243	0	79,091	6,541	85,632	44,150	41,482	3,869	89,501	980.8	13
島原市	44,997	0	13,942	822	1,222	0	7	15,993	2,667	18,660	12,096	6,564	517	19,177	1,167.6	19
諫早市	135,597	0	24,810	1,898	358	0	71	27,137	21,882	49,019	29,730	19,289	1,480	50,499	1,017.5	16
大村市	96,866	0	25,972	220	1,089	0	0	27,281	4,017	31,298	19,685	11,613	1,401	32,699	924.8	9
平戸市	30,641	0	6,893	300	797	55	0	8,045	944	8,989	7,231	1,758	549	9,538	852.8	8
松浦市	22,447	0	5,363	214	390	41	0	6,008	560	6,568	5,520	1,048	315	6,883	840.1	6
対馬市	30,465	0	4,969	315	296	29	2	5,611	5,974	11,585	7,080	4,505	0	11,585	1,041.8	17
壱岐市	26,518	0	4,006	0	1,885	87	0	5,978	3,065	9,043	6,350	2,693	0	9,043	934.3	10
五島市	36,733	0	9,376	135	1,531	74	19	11,135	2,824	13,959	11,135	2,824	30	13,989	1,043.4	18
西海市	27,543	0	6,793	86	962	321	3	8,165	291	8,456	5,818	2,638	29	8,485	844.0	7
雲仙市	43,405	0	13,672	436	518	0	24	14,650	858	15,508	9,756	5,752	0	15,508	978.9	12
南島原市	45,418	0	11,399	490	808	0	16	12,713	3,508	16,221	13,223	2,998	123	16,344	985.9	14
長与町	41,639	0	7,084	357	1,385	338	11	9,175	2,272	11,447	9,598	1,849	20	11,467	754.5	3
時津町	29,746	0	6,805	236	843	273	6	8,163	612	8,775	6,413	2,362	333	9,108	838.9	5
東彼杵町	7,868	0	1,117	0	112	6	0	1,235	830	2,065	1,550	515	0	2,065	719.1	2
川棚町	13,910	0	2,082	0	172	8	0	2,262	1,916	4,178	2,882	1,296	68	4,246	836.3	4
波佐見町	14,724	0	2,264	0	194	8	0	2,466	1,387	3,853	2,957	896	0	3,853	716.9	1
小値賀町	2,342	0	731	9	77	0	0	817	247	1,064	805	259	0	1,064	1,244.7	20
佐々町	13,995	0	1,984	0	177	46	0	2,207	2,837	5,044	3,031	2,013	88	5,132	1,004.7	15
新上五島町	18,595	0	5,150	198	440	30	140	5,958	4,883	10,841	10,148	693	0	10,841	1,597.3	21
県計	1,350,826	0	338,405	16,992	32,717	1,906	450	390,470	74,297	464,767	306,896	157,871	14,530	479,297	972.1	

<出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査(令和元年度実績)>

②1人1日あたり排出量が少ない市町TOP10

順位	市町名	人口 (人)	ご み 排出量 (t)	1人1日あたり の 排 出 量 (g/人・日)
1	波佐見町	14,724	3,853	716.9
2	東彼杵町	7,868	2,065	719.1
3	長与町	41,639	11,467	754.5
4	川棚町	13,910	4,246	836.3
5	時津町	29,746	9,108	838.9
6	松浦市	22,447	6,883	840.1
7	西海市	27,543	8,485	844.0
8	平戸市	30,641	9,538	852.8
9	大村市	96,866	32,699	924.8
10	壱岐市	26,518	9,043	934.3

<出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査(令和元年度実績)>

(3) 各市町における令和元年度のごみ処理量

① ごみ処理量

(単位：t)

市町名	焼却 施設 (直接)	焼却以外の中間処理						最 終 処分場 (直接)	計	集 団 回収量	ご み 処理量 合 計
		粗大ごみ 処理施設	ご み 堆肥化 施設	資源化等 を 行 う 施 設	直 接 資源化	その他 の施設	小計				
長崎市	118,327	0	0	15,453	0	0	15,453	7,383	141,163	5,708	146,871
佐世保市	77,163	4,806	0	2,435	1,055	0	8,296	173	85,632	3,869	89,501
島原市	16,441	0	0	2,219	0	0	2,219	0	18,660	517	19,177
諫早市	46,299	0	49	2,171	309	0	2,529	191	49,019	1,480	50,499
大村市	28,751	1,124	0	499	850	74	2,547	0	31,298	1,401	32,699
平戸市	7,666	0	0	1,323	0	0	1,323	0	8,989	549	9,538
松浦市	5,803	0	0	765	0	0	765	0	6,568	315	6,883
対馬市	8,994	0	0	1,032	499	0	1,531	0	10,525	0	10,525
壱岐市	6,920	0	0	0	1,931	0	1,931	0	8,851	0	8,851
五島市	11,987	0	0	2,027	0	0	2,027	186	14,200	30	14,230
西海市	7,084	0	0	593	372	321	1,286	86	8,456	29	8,485
雲仙市	14,485	0	0	1,023	0	0	1,023	0	15,508	0	15,508
南島原市	14,857	0	0	1,355	0	9	1,364	0	16,221	123	16,344
長与町	9,271	0	0	1,428	591	0	2,019	0	11,290	20	11,310
時津町	6,819	0	0	1,420	109	0	1,529	0	8,348	333	8,681
東彼杵町	1,857	0	0	0	161	0	161	0	2,018	0	2,018
川棚町	3,758	0	0	0	325	0	325	0	4,083	68	4,151
波佐見町	3,466	0	0	0	299	0	299	0	3,765	0	3,765
小値賀町	769	0	0	145	0	0	145	150	1,064	0	1,064
佐々町	4,731	0	0	450	0	0	450	0	5,181	88	5,269
新上五島町	6,203	0	0	1,350	0	1,735	3,085	1,553	10,841	0	10,841
県計	401,651	5,930	49	35,688	6,501	2,139	50,307	9,722	461,680	14,530	476,210

<出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査(令和元年度実績)>

②焼却処理量

(単位：t)

市町名	直接焼却	処理残渣の焼却					合計
		粗大ごみ 処理施設	ごみ 堆肥化 施設	資源化等 を 行 う 施 設	その他 の施設	計	
長崎市	118,327	0	0	1,409	0	1,409	119,736
佐世保市	77,163	0	0	0	0	0	77,163
島原市	16,441	0	0	131	0	131	16,572
諫早市	46,299	0	0	0	0	0	46,299
大村市	28,751	0	0	0	0	0	28,751
平戸市	7,666	0	0	514	0	514	8,180
松浦市	5,803	0	0	152	0	152	5,955
対馬市	8,994	0	0	0	0	0	8,994
壱岐市	6,920	0	0	0	0	0	6,920
五島市	11,987	0	0	122	0	122	12,109
西海市	7,084	0	0	0	0	0	7,084
雲仙市	14,485	0	0	89	0	89	14,574
南島原市	14,857	0	0	8	0	8	14,865
長与町	9,271	0	0	305	0	305	9,576
時津町	6,819	0	0	295	0	295	7,114
東彼杵町	1,857	0	0	0	0	0	1,857
川棚町	3,758	0	0	0	0	0	3,758
波佐見町	3,466	0	0	0	0	0	3,466
小値賀町	769	0	0	0	0	0	769
佐々町	4,731	0	0	0	0	0	4,731
新上五島町	6,203	0	0	563	1,133	1,696	7,899
県計	401,651	0	0	3,588	1,133	4,721	406,372

<出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査(令和元年度実績)>

③最終処分量

(単位：t)

市町名	直 接 最終処分	焼却残渣	焼却以外の処理残渣の埋立					合計
			粗大ごみ 処理施設	ご み 堆肥化 施 設	資源化等 を 行 う 施 設	その他 の施設	計	
長崎市	7,383	15,003	0	0	98	0	98	22,484
佐世保市	173	3,563	106	0	0	0	106	3,842
島原市	0	0	0	0	397	0	397	397
諫早市	191	206	0	0	505	0	505	902
大村市	0	3,287	429	0	0	74	503	3,790
平戸市	0	292	0	0	63	0	63	355
松浦市	0	221	0	0	42	0	42	263
対馬市	0	1,060	0	0	0	0	0	1,060
壱岐市	0	0	0	0	0	0	0	0
五島市	186	1,114	0	0	18	0	18	1,318
西海市	86	217	0	0	0	0	0	303
雲仙市	0	0	0	0	163	0	163	163
南島原市	0	0	0	0	270	0	270	270
長与町	0	0	0	0	181	0	181	181
時津町	0	0	0	0	129	0	129	129
東彼杵町	0	138	0	0	0	0	0	138
川棚町	0	279	0	0	0	0	0	279
波佐見町	0	256	0	0	0	0	0	256
小値賀町	150	74	0	0	0	0	0	224
佐々町	0	0	0	0	70	0	70	70
新上五島町	1,553	863	0	0	98	2	100	2,516
県計	9,722	26,573	535	0	2,034	76	2,645	38,940

<出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査(令和元年度実績)>

④再生利用量

市町名	排出量 (t)	再生利用量 (t)										再生利用率 (%)	
		紙	金属	ガラス	ペット ボトル	プラスチック	布類	肥料	溶融 スラグ	その他	計	順位	
長崎市	148,270	8,901	1,383	2,740	1,614	4,816	49	0	0	151	19,654	13.3	15
佐世保市	89,501	4,175	1,738	1,792	540	0	251	0	0	7,586	16,082	18.0	8
島原市	19,177	863	706	276	157	205	4	0	1,228	418	3,857	20.1	5
諫早市	50,499	1,490	963	101	309	0	17	49	3,432	1,148	7,509	14.9	12
大村市	32,699	1,438	598	468	188	163	313	0	0	277	3,445	10.5	17
平戸市	9,538	467	294	250	46	0	5	232	487	10	1,791	18.8	6
松浦市	6,883	322	239	124	44	0	0	156	369	7	1,261	18.3	7
対馬市	11,585	492	340	10	13	0	0	0	0	676	1,531	13.2	16
壱岐市	9,043	1,385	155	218	89	34	15	0	0	915	2,811	31.1	1
五島市	13,989	933	438	264	132	29	48	0	203	73	2,120	15.2	11
西海市	8,485	386	228	165	65	132	0	3	0	1,652	2,631	31.0	2
雲仙市	15,508	116	311	202	85	12	11	0	1,073	389	2,199	14.2	13
南島原市	16,344	376	418	325	36	23	8	0	239	1,521	2,946	18.0	8
長与町	11,467	617	344	145	96	354	10	0	0	1,195	2,761	24.1	4
時津町	9,108	478	300	165	79	281	0	1	0	977	2,281	25.0	3
東彼杵町	2,065	38	68	40	12	0	0	0	0	3	161	7.8	19
川棚町	4,246	139	143	81	24	0	1	0	0	5	393	9.3	18
波佐見町	3,853	70	128	74	22	0	0	0	0	5	299	7.8	19
小値賀町	1,064	68	34	22	8	5	0	0	0	8	145	13.6	14
佐々町	5,132	194	103	85	33	29	0	0	208	182	834	16.3	10
新上五島町	10,841	176	273	122	60	6	0	39	0	13	689	6.4	21
県計	479,297	23,124	9,204	7,669	3,652	6,089	732	480	7,239	17,211	75,400	15.7	

* 溶融スラグ 廃棄物を高温でガス化、燃焼させ、その残渣(焼却灰)を溶融した後に冷却することによって生じるガラス質の溶融固形物。路盤剤やコンクリート用骨材等への利用が図られている。

＜出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査(令和元年度実績)＞

⑤再生利用率が高い市町TOP10

順位	市町名	再生利用量 (t)										再生 利用率 (%)
		紙	金属	ガラス	ペット ボトル	プラスチック	布類	肥料	溶融 スラグ	その他	計	
1	壱岐市	1,385	155	218	89	34	15	0	0	915	2,811	31.1
2	西海市	386	228	165	65	132	0	3	0	1,652	2,631	31.0
3	時津町	478	300	165	79	281	0	1	0	977	2,281	25.0
4	長与町	617	344	145	96	354	10	0	0	1,195	2,761	24.1
5	島原市	863	706	276	157	205	4	0	1,228	418	3,857	20.1
6	平戸市	467	294	250	46	0	5	232	487	10	1,791	18.8
7	松浦市	322	239	124	44	0	0	156	369	7	1,261	18.3
8	佐世保市	4,175	1,738	1,792	540	0	251	0	0	7,586	16,082	18.0
8	南島原市	376	418	325	36	23	8	0	239	1,521	2,946	18.0
10	佐々町	194	103	85	33	29	0	0	208	182	834	16.3
県計		23,124	9,204	7,669	3,652	6,089	732	480	7,239	17,211	75,400	15.7
R7年度目標値											89,000	20.0

＜出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査(令和元年度実績)＞

＜出典：長崎県廃棄物処理計画＞

(4) 各市町の分別収集の状況

市町名	分別数				市町名	分別数			
	H28	H29	H30	R1		H28	H29	H30	R1
長崎市	10	10	10	10	雲仙市	15	17	17	17
佐世保市	14	14	15	15	南島原市	17	17	17	16
島原市	8	8	9	9	長与町	19	19	19	19
諫早市	9	9	9	9	時津町	14	14	14	14
大村市	14	14	14	14	東彼杵町	6	6	6	6
平戸市	8	8	8	8	川棚町	6	6	6	6
松浦市	8	8	8	8	波佐見町	6	6	6	6
対馬市	12	12	12	12	小値賀町	12	11	11	11
壱岐市	21	21	21	21	佐々町	14	12	12	12
五島市	8	8	8	8	新上五島町	9	9	9	9
西海市	17	17	17	17					

〈出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査〉

(5) 各市町のごみの有料化の状況 (令和3年12月末現在)

区分 種類	生活系 (家庭系)						事業系
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	直接搬入ごみ	その他	
長崎市	無料 (ごみ袋は指定しているが、 手数料を課していないため、市の収入 にはならない。)			ステッカー ①長さ1m以下かつ 重さ30kg以下 523円/個 ②長さ1m超2m 未満又は30kg 超60kg未満 1,047円/個 (戸別収集)	628円/100kg		収集(可燃・不燃・資源・プラ容器包装) : 指定ごみ袋146円/枚 直接搬入 : 628円/100kg
佐世保市	指定ごみ袋4～10円/1枚 (購入補助券5枚/人・年*ま でごみ処理手数料が無料。 購入補助券がない場合、ご み処理手数料840円/指定ご み袋1組当り)*住民1人あ たり900円/年までは無料。 袋の種類は大45ℓ・中30ℓ・ 小15ℓ・ミニ7.5ℓで購入補 助券1枚につき1組=各1800 円を購入可。		無料	粗大ごみ処 理券520円/ 枚	50kgにつき450円 50kg超10kgにつき90円加 算 (資源物は無料)		直接搬入(一般廃棄物+紙くず・木くず・織 維くず) : 50kgにつき450円、50kg超10kgにつき90円加 算 (資源物は無料)
島原市	指定ごみ袋 11円～ 23円/枚	無料			可燃 : 50kg以下190円 50kg超 38円/10kg加算 ※上記に別途消費税 不燃 : 無料		直接搬入(可燃) : 100kg以下 571円 100kg超 286円/50kg加算 ※上記に別途消費税 直接搬入(不燃) : 76.2円/10kg ※上記に別途消費税
諫早市	指定ごみ袋等 15円～26円/枚		指定ごみ袋 26円/枚 (ペットボトル)	シール 310円/枚	可燃 : 50kg以下190円 50kg超 38円/10kg加算 (消費税別、10円未満の 端数切捨て) 不燃 : 420円/100kg までごと		直接搬入 : 100kg以下571円 (可燃) 100kg超286円/50kg加算 (消費税別、10円未満の端数切捨て) 直接搬入(不燃) : 790円/100kgまでごと
大村市	指定ごみ袋 10円～ 30円/枚	無料			50kg以下200円 50kg超 100円/50kg加算		収集(可燃) : 指定ごみ袋50円～100円/枚 直接搬入 : 100kg以下600円 100kg超 300円/50kg加算
平戸市	指定ごみ袋 可燃(大) 40円 可燃(小) 30円	指定ごみ袋 資源ごみ専用袋(大) 30円 資源ごみ専用袋(中) 25円資源ごみ専用袋 (小) 20円		シール 300円/枚	50kg以内/250円 以降10kg増ごとに50円加 算	指定ごみ袋 5円～10円/枚 (生ごみ)	50kg以内/250円 以降10kg増ごとに50円加算
松浦市	指定ごみ袋 21円/枚 32円/枚	指定ごみ袋 21円/枚 26円/枚 32円/枚		ステッカー 315円/枚 629円/枚	50kg以内/250円 以降10kg増ごとに50円加 算	指定ごみ袋 6円/枚 11円/枚 (生ごみ)	50kg以内/250円 以降10kg増ごとに50円加算
対馬市	指定ごみ袋 20円～61円/枚		指定ごみ袋 10円～ 30円/枚		100kg以下200円 100kg超 78円/50kg加算		収集(可燃・不燃・資源) : 指定ごみ袋102円～152円/枚 直接搬入 : 100kg以下520円 100kg超26円/10kg加算
壱岐市	指定ごみ袋 20円～ 40円/枚	指定ごみ袋 40円/枚	無料	シール 200円/枚	20kg以下100円 20kg超 50円/10kg加算		収集(可燃・不燃) : 指定ごみ袋20円～40円/枚 粗大 : シール200円/枚 直接搬入 : 20kg以下100円 20kg超50円/10kg加算
五島市	指定ごみ袋 10円～40円/枚		無料	300円～ 600円/個	40円/10kg		収集(可燃) : 指定ごみ袋10円～40円 収集(資源) : 無料 直接搬入 : 40円/10kg 粗大ごみ300円～600円
西海市	指定ごみ袋 10円～25円/枚			シール 200円/枚	10kg以下60円 10kg超 60円/10kg加算		直接搬入 : 10kg以下60円 10kg超60円/10kg加算

区分 種類	生活系（家庭系）						事業系
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	直接搬入ごみ	その他	
雲仙市	指定ごみ袋 20円/枚 ※可燃物（小）のみ15円/枚				可燃：50kg以下190円 50kg超…38円/10kg加算 ※上記＋消費税 （10円未満切り捨て） 不燃：420円/100kgごとに ※（税込）		直接搬入（可燃）：100kg571円 100kg超…286円/50kg加算 ※上記＋消費税 （10円未満切り捨て） 直接搬入（不燃）：790円/100kgごとに ※（税込）
南島原市	指定ごみ袋 15円～ 20円/枚	指定ごみ袋 15円～ 20円/枚	無料		可燃：50kg以下209円 50kg超 42円 /10kg加算（税込、10円未 満切り捨て） 不燃：無料	無料 （有害ごみ ・蛍光灯 ・乾電池）	収集（可燃）：指定ごみ袋15円～20円/枚 直接搬入（可燃） 100kg628円 100kg超315円/50kg加算 （税込、10円未満切り捨て） 直接搬入（不燃）：76円20銭/10kg（税別）
長与町	指定ごみ袋 8円～17円/枚 （ただし、金属類・びん類・紙類・布 類は無料）			無料（令和3 年度まで） 処理券 1,100円/枚 550円/枚	100kg毎600円（税抜） （税込は10円未満端数切 捨）	無料 （乾電池・充電 式電池・蛍光 管・電球・小型 家電）	直接搬入：100kg毎600円（税抜） （税込は10円未満端数切捨）
時津町	指定ごみ袋 8円～20円/枚			無料	100kg毎600円（税抜） （税込は10円未満端数切 捨）	無料 （乾電池・蛍光 管）	直接搬入：100kg毎600円（税抜） （税込は10円未満端数切捨）
東彼杵町	指定ごみ袋 34円～ 45円/枚	指定ごみ袋34～45円/枚		シール 340円/枚	120円/10kg	無料 （乾電池・蛍光灯）	直接搬入：120円/10kg
川棚町	指定ごみ袋 34円～ 45円/枚	指定ごみ袋 34円～ 45円/枚		シール 340円/枚	120円/10kg	無料 （乾電池・蛍光灯）	直接搬入：120円/10kg
波佐見町	指定ごみ袋 34円・45 円/枚	指定ごみ袋 34円・45 円/枚	指定ごみ袋 34円・45円 /枚	シール 340円/枚	10kgまで120円 10kg超 120円/10kg加算	無料 （乾電池・蛍光灯）	直接搬入：10kgまで120円 10kg超120円/10kg加算
小値賀町	170円～390円/世帯・月			100円/ 世帯・月	100円～500円/個 搬入車量により 軽トラック500円/台 その他 1,000円/最大積載量t		収集（可燃・不燃・資源）： 210円～470円/月 粗大（処理）：建設業4,500円/月 その他の業種1,000円/月 直接搬入：搬入車量により 軽トラック500円/台 その他1,000円/最大積載量t
佐々町	指定ごみ袋 30円・45 円/枚	指定ごみ袋 50円/枚	指定ごみ袋 20円・30円 /枚	ステッカー 300円/枚	10kg以下40円 10kg超 40円/10kg加算	指定ごみ袋 30円・50円/枚 （不燃危険物）	直接搬入：10kg以下80円 10kg超80円/10kg加算
新上五島町	指定ごみ袋 20円/枚～ 40円/枚	指定ごみ袋 20円/枚～ 40円/枚	無料	粗大ごみ処理 券300円/個 （一人で搬 出）～ 600円/個（二 人以上で搬 出）	10kg以下40円 10kg超 40円/10kg加算	無料 （乾電池、蛍光 管、卓上コン ロガス缶 等）	収集（可燃・不燃）： 指定ごみ袋20円/枚～40円/枚 粗大ごみ処理券：300円/個～600円/個 直接搬入：10kg以下40円 10kg超40円/10kg加算

*1 「粗大ごみ」欄が空欄となっているものは、直接搬入ごみとして受け入れ。

*2 市町内で区域により制度が異なる場合、規模（人口・面積等）により主なものを掲載。

3. 自主行動計画の作成例

(1) 建設業における自主行動計画の作成例

①事業所の概要（対外公表する場合）

業 種	建設業	従業員数	30名
資 本 金	10百万円	年間出荷額（製造業のみ）	円
事業内容	建築、土木		
担当部署・責任者名	総務部：ながさき太郎（環境管理担当責任者）		

②計画期間

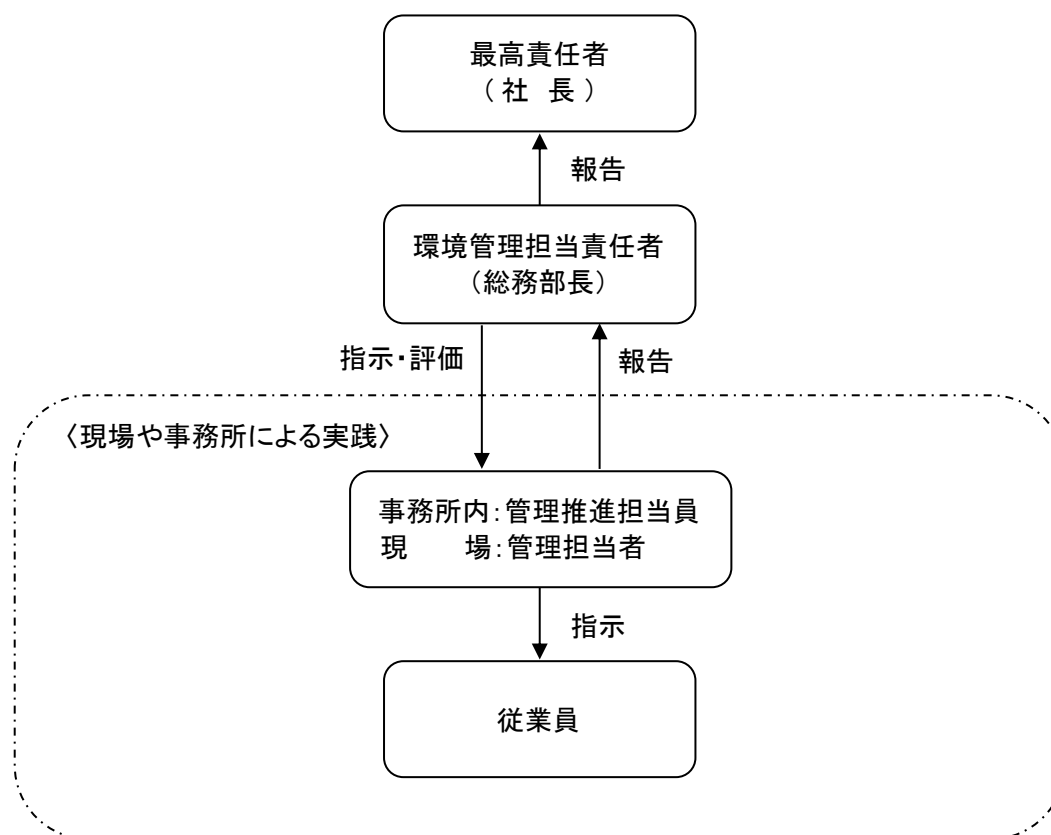
自主行動計画の計画期間を定めます。場合によっては、複数年（2年間程度）の計画とすることも考えられます。

例：令和3年4月から令和4年3月（1年間）

③廃棄物の処理に関する体制

計画の実施体制を定めます。建設業の場合は、事務所における環境管理推進担当員と現場における推進員（現場管理担当者等）を選任します。

例：体制図



④廃棄物減量化・リサイクル推進の基本的な考え方
 廃棄物の減量化・リサイクル推進の基本方針を定めます。

■基本方針の例■

排出の抑制と減量化について	①資材管理、工程管理を十分に行うことによって資材の無駄を省き、廃棄物の発生抑制を図る。 ②事務用品・備品等の在庫管理を徹底するとともに、詰め替え可能製品の使用、社内書類の簡素化等を図り、一般廃棄物の発生抑制に努める。 ③納入メーカーと連携し、過剰梱包防止を推進する。
分別の徹底について	①現場においては、可能な限り分別用のストックヤードを確保し、分別に努める。 ②解体作業を伴う場合は、分別解体に努める。 ③事務所等の一般廃棄物については、その種類ごとに容器を区分して保管する。 ④現場管理担当者による分別状況確認と指導を徹底する。
再資源化・再利用について	①コンクリート片・廃アスファルトについては、従来どおり再資源化・再利用に努める。 ②柱、梁等については、できるかぎり再使用する。 ③木くず・無機性汚泥については、再資源化・再利用に努める。 ④資源ごみ（かん、びん、ペットボトル）を分別回収し、再資源化に努める。
最終処理・処分について	①排出される産業廃棄物については、マニフェスト使用の徹底を図り、産業廃棄物処理業者へ委託し適正処理を行う。

⑤具体的な取り組み方策（事業所内共通ルール等）

基本的な考え方にに基づき、具体的な取り組み方策を定めます。なお、別途、「廃棄物処理要領」などの社内規定を作成するのも効果的です。

■産業廃棄物に関する取り組みの例■

1：分別の徹底
①事業所内分別の徹底 ②現場管理担当者による分別状況確認と指導を徹底
2：廃棄物の発生抑制
①資材管理、工程管理の徹底による無駄の排除 ②過剰梱包防止制度の徹底と継続 ③建設リサイクル法、資源有効利用促進法に従った事業活動の展開
3：再使用・再生利用の促進
①利用可能な木材等の再利用 ②再生骨材、再生クラッシャーラン、再生加熱アスファルト混合物等再生品利用の促進 ③金属くず、廃プラの資源化について、再資源化先の拡大を検討

■一般廃棄物に関する取り組みの例■

1：ごみの分別の徹底
①事業所内分別の徹底 ②事務所内推進員、現場管理担当者による分別状況確認と指導を徹底 ③廃家電・不用家電等の小売業者・回収業者への引渡の徹底
2：容器・包装等の使用の抑制
①不要な包装や容器入りの商品の購買を控える ②リターナブル容器入り商品やつめかえ可能商品の積極的購入 ③資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法に従った営業活動の展開
3：廃棄物の発生抑制
①書類の簡素化・共有化の促進 ②両面コピーや裏紙使用を徹底 ③郵便・宅配便などの包装の簡易化 ④厨房や給湯室などから出る生ごみの水切りの徹底 ⑤事業所内の冷蔵庫の中身の利用者管理の徹底 ⑥会議や行事の際は、紙コップ、割ばし等の使用禁止 ⑦ノートや鉛筆、ペンなどは最後まで使い切る
4：再使用・再生利用の促進
①段ボール箱はものの保管や整理などに利用 ②ミスコピー紙の裏をメモ用紙に利用 ③使用済み封筒は社内連絡に利用 ④不要備品リストの作成と不要備品の共有化を実践する

⑥廃棄物発生量・リサイクル量の現状（品目別）

現状で把握できる廃棄物の発生量やリサイクル量を整理します。

例：令和２年度の廃棄物発生量・リサイクル量は次表の通り。

種類	実績値 (t)			
	排出量	リサイクル量※１	減量化量※２	最終処分量
	a	b	c	d
コンクリート片	100	90		10
廃アスファルト	150	130		20
木くず	20	4	10	6
金属くず	5	3		2
可燃ごみ (一廃)	1			1
資源ごみ (飲料水空缶)	1	1		
資源ごみ (ペットボトル)	1	1		

※１：リサイクル量は、自己直接再生利用、自己中間処理後再生利用、直接委託再生利用を含む

※２：減量化量は、自己中間処理、委託中間処理を含む

⑦目標達成状況のチェック（成果の確認と評価等）

実績から目標達成状況をチェック・評価します。なお、達成できなかった場合は、その理由についても考察し、次の目標設定に反映します。計画初年度の場合は不要です。

例：令和２年度の目標達成状況は次のとおり。

種類	目標値 (t)				達成率 (%)			
	排出量 A	リサイクル量 B	減量化量 C	最終処分量 D	排出量*1 e	リサイクル量*2 f	減量化量*3 g	最終処分量*4 h
コンクリート片	100	90		10	100	100		100
廃アスファルト	120	110		10	125	95		160
木くず	30	10	10	10	67	60	150	90
金属くず	5	4		1	100	75		200
可燃ごみ (一廃)	1			1	100			100
資源ごみ (飲料水空缶)	1	1			100	100		
資源ごみ (ペットボトル)	1	1			100	100		

※１：実績値/目標値（ $e = a / A$ ）

※２：実績値の排出量に対する実績値のリサイクル量の割合/目標値の排出量に対する目標値のリサイクル量の割合（ $f = (b / a) / (B / A)$ ）

※３：実績値の排出量に対する実績値の減量化量の割合/目標値の排出量に対する目標値の減量化量の割合（ $g = (c / a) / (C / A)$ ）

※４：目標値の排出量に対する目標値の最終処分量の割合/実績値の排出量に対する実績値の最終処分量の割合（ $h = (d / a) / (D / A)$ ）

⑧廃棄物減量・リサイクル推進目標の設定（品目別）

前年度の達成状況等を踏まえ、新たな目標を設定します。建設業の場合、受注する工事量で排出量が左右されることが多いことから、量ではなくて排出量に対する割合で目標を設定することが考えられます。なお、可能であれば、計画作成当初または、2年目の計画作成時に令和7年度の目標値を中間目標値として設定することが望まれます。

例：令和2年度の廃棄物減量・リサイクル推進目標を次のように設定する。（排出量に対する割合の場合）

種類	計画目標値(排出量に対する割合)			具体的な取組内容
	リサイクル率 (%)	減量化率 (%)	最終処分率 (%)	
コンクリート片	93	2	5	工程管理の徹底
廃アスファルト	95	2	3	同上
木くず	35	40	25	分別解体の徹底
金属くず	75		25	同上
可燃ごみ (一廃)	30		70	事務所備品の管理徹底、 従業員教育の徹底
資源ごみ (飲料水空缶)	100			水筒持参運動の展開
資源ごみ (ペットボトル)	100			同上

例：中期的な目標として、令和7年度目標値を以下のように設定する。（排出量に対する割合の場合）

種類	計画目標値(排出量に対する割合)			具体的な取組内容
	リサイクル率 (%)	減量化率 (%)	最終処分率 (%)	
コンクリート片	98	2		工程管理
廃アスファルト	97	3		同上
木くず	60	35	5	分別解体の徹底
金属くず	85	10	5	同上
可燃ごみ (一廃)	40	20	40	事務所備品の管理徹底、 従業員教育の徹底
資源ごみ (飲料水空缶)	100			水筒持参運動の展開
資源ごみ (ペットボトル)	100			同上

(2) 製造業における自主行動計画の作成例

①事業所の概要（対外公表する場合）

業 種	製造業	従業員数	50名
資 本 金	15百万円	年間出荷額（製造業のみ）	500百万円
事業内容	金属部品・機械部品製造業		
担当部署・責任者名	総務部：ながさき太郎（環境管理担当責任者）		

②計画期間

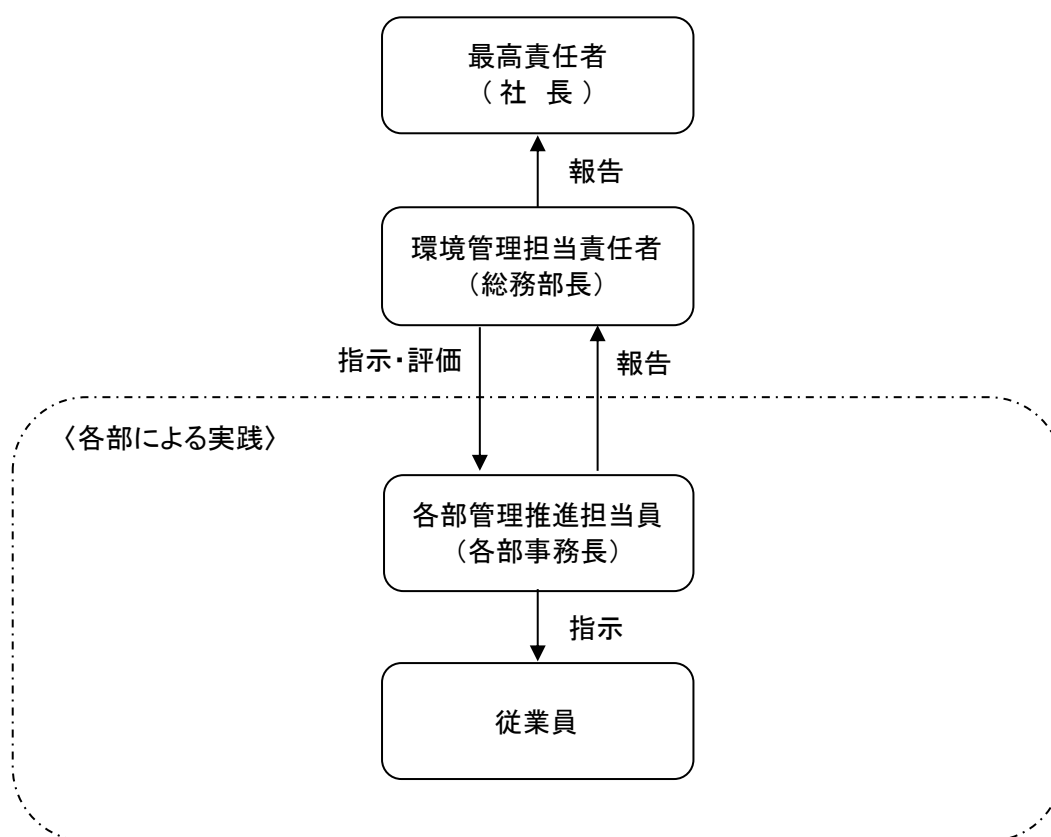
自主行動計画の計画期間を定めます。場合によっては、複数年（2年間程度）の計画とすることも考えられます。

例：令和3年4月から令和4年3月（1年間）

③廃棄物の処理に関する体制

計画の実施体制を定めます。

例：体制図



④廃棄物減量化・リサイクル推進の基本的な考え方

廃棄物の減量化・リサイクル推進の基本方針を定めます。

■基本方針の例■

排出の抑制と減量化について	①製造工程管理を十分に行うことによって不良品の発生を抑え、産業廃棄物の発生抑制を図る。 ②事務用品・備品等の在庫管理を徹底するとともに、詰め替え可能製品の使用、社内書類の簡素化等を図り、一般廃棄物の発生抑制に努める。 ③資材・設計・工作部門並びに納入メーカーと連携し、過剰梱包防止を推進する。
分別の徹底について	①産業廃棄物、一般廃棄物ともに、その種類ごとに容器を区分して保管する。 ②各部推進委員による分別状況確認と指導を徹底する。
再資源化・再利用について	①金属性の廃容器については、内容物を取り除きプレス後に、金属くずとともに資源化業者に売却する。 ②古紙および段ボール等の紙類で再利用可能なものは、資源化業者に売却するなど、再資源化に努める。 ③資源ごみ（かん、びん、ペットボトル）を分別回収し、再資源化に努める。
最終処理・処分について	①現在自己処理施設がないため、排出される産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者へ委託し適正処理を行う。

⑤具体的な取り組み方策（事業所内共通ルール等）

基本的な考え方にに基づき、具体的な取り組み方策を定めます。なお、別途、「廃棄物処理要領」などの社内規定を作成するのも効果的です。

■産業廃棄物に関する取り組みの例■

1：分別の徹底
①事業所内分別の徹底 ②各部推進委員による分別状況確認と指導を徹底
2：廃棄物の発生抑制
①製造工程管理の徹底による無駄の排除 ②過剰梱包防止制度の徹底と継続 ③資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法に従った事業活動の展開
3：再使用・再生利用の促進
①利用可能な段ボール等の再利用 ②荷受け時梱包用の緩衝材（発泡スチロール等）を回収、製品出荷時の梱包用に再利用 ③鋳物砂、鉄粉などの再資源化の実施 ④金属くず、廃プラの資源化について、再資源化先の拡大を検討

■一般廃棄物に関する取り組みの例■

1：ごみの分別の徹底
①事業所内分別の徹底 ②各部推進委員による分別状況確認と指導を徹底 ③廃家電・不用家電等の小売業者・回収業者への引渡の徹底
2：容器・包装等の使用の抑制
①不要な包装や容器入りの商品の購買を控える ②リターナブル容器入り商品やつめかえ可能商品の積極的購入 ③資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法に従った営業活動の展開
3：廃棄物の発生抑制
①書類の簡素化・共有化の促進 ②両面コピーや裏紙使用を徹底 ③郵便・宅配便などの包装の簡易化 ④厨房や給湯室などから出る生ごみの水切りの徹底 ⑤事業所内の冷蔵庫の中身の利用者管理の徹底 ⑥会議や行事の際は、紙コップ、割ばし等の使用禁止 ⑦ノートや鉛筆、ペンなどは最後まで使い切る
4：再使用・再生利用の促進
①段ボール箱はものの保管や整理などに利用 ②ミスコピー紙の裏をメモ用紙に利用 ③使用済み封筒は社内連絡に利用 ④不要備品リストの作成と不要備品の共有化を実践する

⑥廃棄物発生量・リサイクル量の現状（品目別）

現状で把握できる廃棄物の発生量やリサイクル量を整理します。

例：令和２年度の廃棄物発生量・リサイクル量は次表の通り。

種類	実績値 (t)			
	排出量	リサイクル量※１	減量化量※２	最終処分量
	a	b	c	d
コンクリート片	100	90		10
廃アスファルト	150	130		20
木くず	20	4	10	6
金属くず	5	3		2
可燃ごみ (一廃)	1			1
資源ごみ (飲料水空缶)	1	1		
資源ごみ (ペットボトル)	1	1		

※１：リサイクル量は、自己直接再生利用、自己中間処理後再生利用、直接委託再生利用を含む

※２：減量化量は、自己中間処理、委託中間処理を含む

⑦目標達成状況のチェック（成果の確認と評価等）

実績から目標達成状況をチェック・評価します。なお、達成できなかった場合は、その理由についても考察し、次の目標設定に反映します。計画初年度の場合は不要です。

例：令和２年度の目標達成状況は次のとおり。

種類	目標値 (t)				達成率 (%)			
	排出量 A	リサイクル量 B	減量化量 C	最終処分量 D	排出量*1 e	リサイクル量*2 f	減量化量*3 g	最終処分量*4 h
コンクリート片	100	90		10	100	100		100
廃アスファルト	120	110		10	125	95		160
木くず	30	10	10	10	67	60	150	90
金属くず	5	4		1	100	75		200
可燃ごみ (一廃)	1			1	100			100
資源ごみ (飲料水空缶)	1	1			100	100		
資源ごみ (ペットボトル)	1	1			100	100		

※１：実績値/目標値（ $e = a / A$ ）

※２：実績値の排出量に対する実績値のリサイクル量の割合/目標値の排出量に対する目標値のリサイクル量の割合（ $f = (b / a) / (B / A)$ ）

※３：実績値の排出量に対する実績値の減量化量の割合/目標値の排出量に対する目標値の減量化量の割合（ $g = (c / a) / (C / A)$ ）

※４：目標値の排出量に対する目標値の最終処分量の割合/実績値の排出量に対する実績値の最終処分量の割合（ $h = (d / a) / (D / A)$ ）

⑧廃棄物減量・リサイクル推進目標の設定（品目別）

前年度の達成状況等を踏まえ、新たな目標を設定します。なお、可能であれば、計画作成当初または、2年目の計画作成時に令和7年度目標値を中間目標値として設定することが望まれます。

例：令和3年度の廃棄物減量・リサイクル推進目標を次のように設定する。

種類	計画目標値(t)				具体的な取組内容
	排出量	リサイクル量	減量化量	最終処分量	
金属くず	90	80		10	工程管理の徹底
鑄造廃砂	270	250		20	同上
廃プラ	50	40	10		包装材の削減
古紙・段ボール	60	55		5	包装材の削減、社内書類の簡素化、裏紙利用の徹底
可燃ごみ (一廃)	4			4	事務所備品の管理徹底、従業員教育の徹底
資源ごみ (飲料水空缶)	2	2			水筒持参運動の展開
資源ごみ (ペットボトル)	0.5	0.5			同上

例：中期的な目標として、令和7年度目標値を以下のように設定する。

種類	計画目標値(t)				具体的な取組内容
	排出量	リサイクル量	減量化量	最終処分量	
金属くず	90	90			工程管理の徹底
鑄造廃砂	250	250			全量自己再利用を目指す
廃プラ	40	40			包装材の削減
古紙・段ボール	55	55			包装材の削減、社内書類の簡素化、裏紙利用の徹底
可燃ごみ (一廃)	3			3	事務所備品の管理徹底、従業員教育の徹底
資源ごみ (飲料水空缶)	0.5	0.5			水筒持参運動の展開
資源ごみ (ペットボトル)	0.5	0.5			同上

(3)卸売・小売業、飲食店における自主行動計画の作成例

①事業所の概要（対外公表する場合）

業 種	卸小売業	従業員数	10名
資 本 金	15百万円	年間出荷額（製造業のみ）	円
事業内容	日用品・食料品・家庭雑貨小売		
担当部署・責任者名	総務部：ながさき太郎（環境管理担当責任者）		

②計画期間

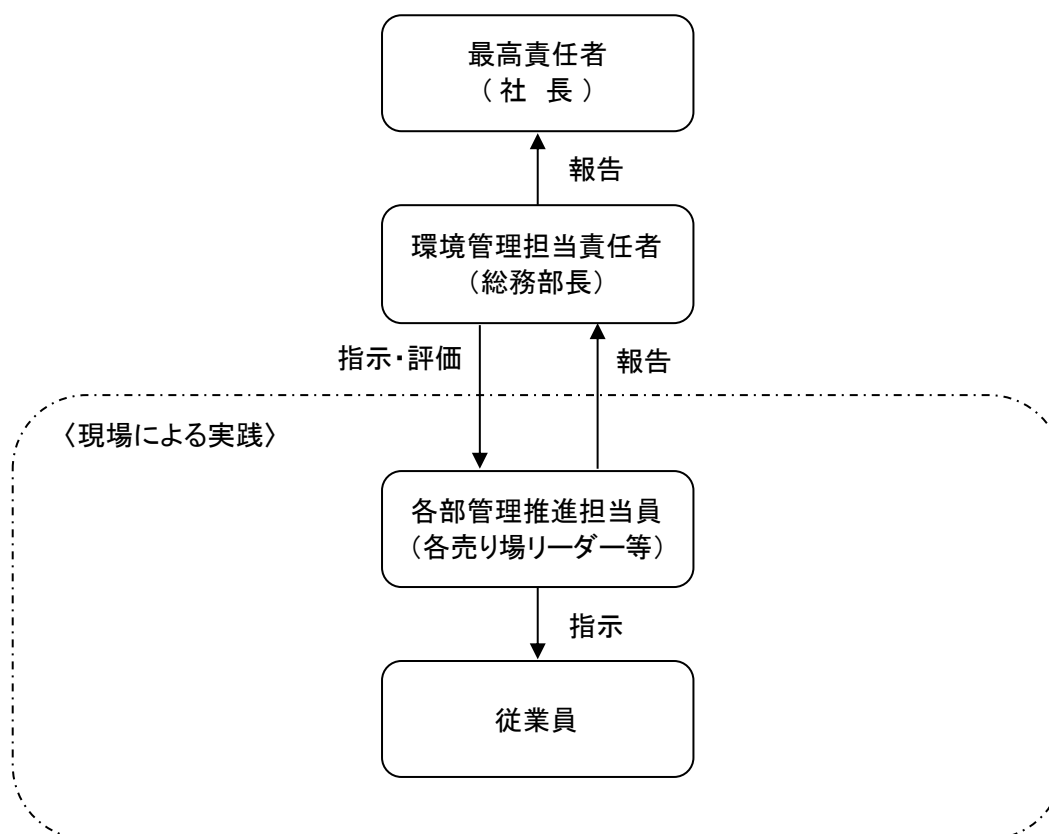
自主行動計画の計画期間を定めます。場合によっては、複数年（2年間程度）の計画とすることも考えられます。

例：令和3年4月から令和4年3月（1年間）

③廃棄物の処理に関する体制

計画の実施体制を定めます。

例：体制図



④廃棄物減量化・リサイクル推進の基本的な考え方

廃棄物の減量化・リサイクル推進の基本方針を定めます。

■基本方針の例■

排出の抑制と減量化について	①ノートレー商品数を増やし廃棄物の発生抑制を図る。 ②食品残さ（生ごみ）は十分水切りをする。 ③商品納入業者と連携し、過剰梱包防止を推進する。 ④リターナブル容器入り商品やつめかえ可能商品の積極的な販売により家庭（消費者）からの排出抑制に貢献する。
分別の徹底について	①廃棄物の種類ごとに容器を区分して保管する。 ②各部推進委員による分別状況確認と指導を徹底する。
再資源化・再利用について	①金属性の廃容器については、内容物を取り除きプレス後に、金属くずとともに資源化業者に売却する。 ②古紙および段ボール等の紙類で再利用可能なものは、資源化業者に売却するなど、再資源化に努める。 ③資源ごみ（かん、びん、ペットボトル）を分別回収し、再資源化に努める。
最終処理・処分について	①現在自己処理施設がないため、排出される産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者へ委託し適正処理を行う。

⑤具体的な取り組み方策（事業所内共通ルール等）

基本的な考え方にに基づき、具体的な取り組み方策を定めます。なお、別途、「廃棄物処理要領」などの社内規定を作成するのも効果的です。

■産業廃棄物に関する取り組みの例■

1：分別の徹底
①事業所内分別の徹底 ②各部推進委員による分別状況確認と指導を徹底
2：廃棄物の発生抑制
①過剰梱包防止制度の徹底と継続 ②資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法等に従った事業活動の展開 ③無駄の少ない仕入れの徹底（特に生鮮食料品）
3：再使用・再生利用の促進
①地元農家等との連携による食品残さの活用（堆肥化・飼料化等） ②利用可能な段ボール等の再利用

■一般廃棄物に関する取り組みの例■

1：ごみの分別の徹底
①事業所内分別の徹底 ②各部推進委員による分別状況確認と指導を徹底 ③廃家電・不用家電等の小売業者・回収業者への引渡の徹底
2：容器・包装等の使用の抑制
①不要な包装や容器入りの商品の購買を控える ②リターナブル容器入り商品やつめかえ可能商品の積極的購入 ③資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法に従った事業活動の展開
3：廃棄物の発生抑制
①書類の簡素化・共有化の促進 ②両面コピーや裏紙使用を徹底 ③郵便・宅配便などの包装の簡易化 ④厨房や給湯室などから出る生ごみの水切りの徹底 ⑤事業所内の冷蔵庫の中身の利用者管理の徹底 ⑥会議や行事の際は、紙コップ、割ばし等の使用禁止 ⑦ノートや鉛筆、ペンなどは最後まで使い切る
4：再使用・再生利用の促進
①段ボール箱はものの保管や整理などに利用 ②ミスコピー紙の裏をメモ用紙に利用 ③使用済み封筒は社内連絡に利用 ④不要備品リストの作成と不要備品の共有化を実践する

⑥廃棄物発生量・リサイクル量の現状（品目別）

現状で把握できる廃棄物の発生量やリサイクル量を整理します。

例：令和２年度の廃棄物発生量・リサイクル量は次表の通り。

種類	実績値(t)			
	排出量 a	リサイクル量*1 b	減量化量*2 c	最終処分量 d
食品残さ	10	8		2
段ボール	30	25		5
発泡スチロール箱	5	2		3
可燃ごみ (一廃)	4			4
資源ごみ (飲料水・食材空缶)	3	3		
資源ごみ (ペットボトル)	1	1		

※１：リサイクル量は、自己直接再生利用、自己中間処理後再生利用、直接委託再生利用を含む

※２：減量化量は、自己中間処理、委託中間処理を含む

⑦目標達成状況のチェック（成果の確認と評価等）

実績から目標達成状況をチェック・評価します。なお、達成できなかった場合は、その理由についても考察し、次の目標設定に反映します。計画初年度の場合は不要です。

例：令和２年度の目標達成状況は次のとおり。

種類	目標値(t)				達成率(%)			
	排出量 A	リサイクル量 B	減量化量 C	最終処分量 D	排出量*1 e	リサイクル量*2 f	減量化量*3 g	最終処分量*4 h
食品残さ	8	5		3	125	128		53
段ボール	30	25		5	100	100		100
発泡スチロール箱	4	3		1	125	53		240
可燃ごみ (一廃)	3			3	133			100
資源ごみ (飲料水・食材空缶)	2	2			150	100		
資源ごみ (ペットボトル)	1	1			100	100		

※１：実績値/目標値（ $e = a / A$ ）

※２：実績値の排出量に対する実績値のリサイクル量の割合/目標値の排出量に対する目標値のリサイクル量の割合（ $f = (b / a) / (B / A)$ ）

※３：実績値の排出量に対する実績値の減量化量の割合/目標値の排出量に対する目標値の減量化量の割合（ $g = (c / a) / (C / A)$ ）

※４：目標値の排出量に対する目標値の最終処分量の割合/実績値の排出量に対する実績値の最終処分量の割合（ $h = (d / a) / (D / A)$ ）

⑧廃棄物減量・リサイクル推進目標の設定（品目別）

前年度の達成状況等を踏まえ、新たな目標を設定します。なお、可能であれば、計画作成当初または、2年目の計画作成時に令和7年度の目標値を中間目標値として設定することが望まれます。

例：令和3年度の廃棄物減量・リサイクル推進目標を次のように設定する。

種類	計画目標値(t)				具体的な取組内容
	排出量	リサイクル量	減量化量	最終処分量	
食品残さ	9	8		1	無駄の少ない仕入れの徹底 堆肥化・飼料化の促進
段ボール	30	28		2	包装材の削減
発泡スチロール箱	20	18		2	漁協・農協、その他納入業者等と連携し、流通関係組織の回収システムを構築
可燃ごみ (一廃)	3			3	事務所備品の管理徹底 従業員教育の徹底
資源ごみ (飲料水・食材空缶)	2	2			水筒持参運動の展開 自販機の台数削減
資源ごみ (ペットボトル)	1	1			同上

例：中期的な目標として、令和7年度目標値を以下のように設定する。

種類	計画目標値(t)				具体的な取組内容
	排出量	リサイクル量	減量化量	最終処分量	
食品残さ	10	10			無駄の少ない仕入れの徹底 堆肥化・飼料化の促進
段ボール	30	30			包装材の削減
発泡スチロール箱	20	20			漁協・農協、その他納入業者等と連携し、流通関係組織の回収システムを構築
可燃ごみ (一廃)	3			3	事務所備品の管理徹底 従業員教育の徹底
資源ごみ (飲料水・食材空缶)	1.5	1.5			水筒持参運動の展開 自販機の台数削減
資源ごみ (ペットボトル)	0.8	0.8			同上

(4) サービス業における自主行動計画の作成例

①事業所の概要（対外公表する場合）

業 種	サービス業	従業員数	50名
資 本 金	10百万円	年間出荷額（製造業のみ）	円
事業内容	設計事務所		
担当部署・責任者名	総務部：ながさき太郎（環境管理担当責任者）		

②計画期間

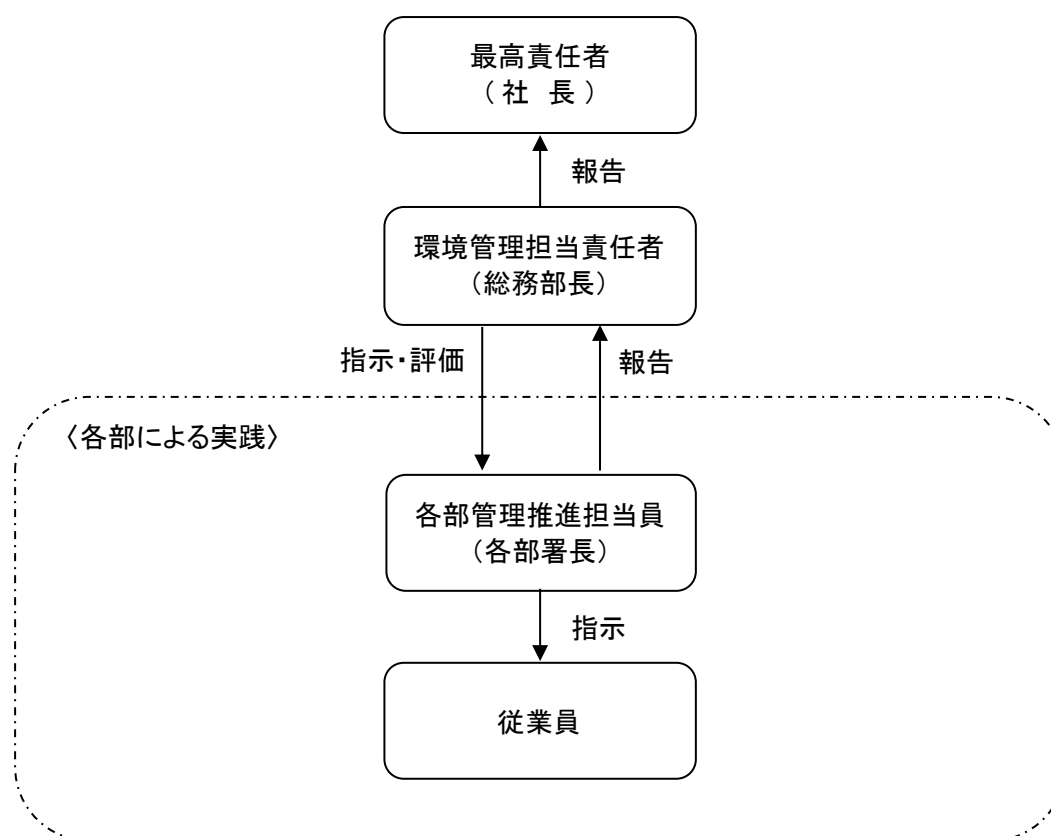
自主行動計画の計画期間を定めます。場合によっては、複数年（2年間程度）の計画とすることも考えられます。

例：令和3年4月から令和4年3月（1年間）

③廃棄物の処理に関する体制

計画の実施体制を定めます。

例：体制図



④廃棄物減量化・リサイクル推進の基本的な考え方

廃棄物の減量化・リサイクル推進の基本方針を定めます。

■基本方針の例■

排出の抑制と減量化について	①書類の簡素化・共有化・両面コピー等を進める。 ②耐久性が高く修理可能な製品を選ぶ。 ③備品の購入は必要最小限とする。 ④使いすて商品の使用を控える。 ⑤過剰包装の商品はできる限り使用を控える。
分別の徹底について	①廃棄物（ごみ）の種類ごとに容器を区分して保管する。 ②各部推進委員による分別状況確認と指導を徹底する。 ③オフィス町内会の設立・参加を近隣事業所間で検討、実施する。
再資源化・再利用について	①新品でなくてもよいものは、中古品を選ぶ。 ②不要備品リストを作成し、必要としている部署で活用する。 ③資源ごみ（かん、びん、ペットボトル）を分別回収し、再資源化に努める。
最終処理・処分について	①その他排出される廃棄物については、廃棄物処理業者へ委託し適正処理を行う。

⑤具体的な取り組み方策（事業所内共通ルール等）

基本的な考え方に基づき、具体的な取り組み方策を定めます。なお、別途、「廃棄物処理要領」などの社内規定を作成するのも効果的です。

■取り組みの例■

1：ごみの分別の徹底
①事業所内分別の徹底 ②各部推進委員による分別状況確認と指導を徹底 ③廃家電・不用家電等の小売業者・回収業者への引渡の徹底
2：容器・包装等の使用の抑制
①不要な包装や容器入りの商品の購買を控える ②リターナブル容器入り商品やつめかえ可能商品の積極的購入 ③使いすて商品の使用自粛 ④マイバッグ運動への協力と参加
3：廃棄物の発生抑制
①書類の簡素化・共有化の促進 ②両面コピーや裏紙使用を徹底 ③郵便・宅配便などの包装の簡易化 ④厨房や給湯室などから出る生ごみの水切りの徹底 ⑤事業所内の冷蔵庫の中身の利用者管理の徹底 ⑥会議や行事の際は、紙コップ、割ばし等の使用禁止 ⑦ノートや鉛筆、ペンなどは最後まで使い切る
4：再使用・再生利用の促進
①段ボール箱はものの保管や整理などに利用 ②ミスコピー紙の裏をメモ用紙に利用

- ③使用済み封筒は社内連絡に利用
④不要備品リストの作成と不要備品の共有化を実践する

⑥廃棄物発生量・リサイクル量の現状（品目別）

現状で把握できる廃棄物の発生量やリサイクル量を整理します。

例：令和２年度の廃棄物発生量・リサイクル量は次表の通り。

種類	実績値(t)			
	排出量 a	リサイクル量*1 b	減量化量*2 c	最終処分量 d
古紙・段ボール	5	2.5		2.5
可燃ごみ (一廃)	3			3
資源ごみ (食材空缶)	2	2		
資源ごみ (ペットボトル)	1	1		

※１：リサイクル量は、自己直接再生利用、自己中間処理後再生利用、直接委託再生利用を含む

※２：減量化量は、自己中間処理、委託中間処理を含む

⑦目標達成状況のチェック（成果の確認と評価等）

実績から目標達成状況をチェック・評価します。なお、達成できなかった場合は、その理由についても考察し、次の目標設定に反映します。計画初年度の場合は不要です。

例：令和２年度の目標達成状況は次のとおり。

種類	目標値(t)				達成率(%)			
	排出量 A	リサイクル量 B	減量化量 C	最終処分量 D	排出量*1 e	リサイクル量*2 f	減量化量*3 g	最終処分量*4 h
古紙・段ボール	5	2.5		2.5	100	100		100
可燃ごみ (一廃)	3			3	100			100
資源ごみ (食材空缶)	2	2			100	100		
資源ごみ (ペットボトル)	1	1			100	100		

※１：実績値/目標値（ $e = a / A$ ）

※２：実績値の排出量に対する実績値のリサイクル量の割合/目標値の排出量に対する目標値のリサイクル量の割合（ $f = (b / a) / (B / A)$ ）

※３：実績値の排出量に対する実績値の減量化量の割合/目標値の排出量に対する目標値の減量化量の割合（ $g = (c / a) / (C / A)$ ）

※４：目標値の排出量に対する目標値の最終処分量の割合/実績値の排出量に対する実績値の最終処分量の割合（ $h = (d / a) / (D / A)$ ）

⑧廃棄物減量・リサイクル推進目標の設定（品目別）

前年度の達成状況等を踏まえ、新たな目標を設定します。なお、可能であれば、計画作成当初または、2年目の計画作成時に令和7年度の目標値を中間目標値として設定することが望まれます。

例：令和3年度の廃棄物減量・リサイクル推進目標を次のように設定する。

種類	計画目標値(t)				具体的な取組内容
	排出量	リサイクル量	減量化量	最終処分量	
古紙・段ボール	5	2.5		2.5	書類簡素化、両面コピーの推進、包装材の削減
可燃ごみ (一廃)	3			3	事務所備品の管理徹底 従業員教育の徹底
資源ごみ (食材空缶)	2	2			リターナブル容器入り製品への展開
資源ごみ (ペットボトル)	1	1			同上

例：中期的な目標として、令和7年度目標値を以下のように設定する。

種類	計画目標値(t)				具体的な取組内容
	排出量	リサイクル量	減量化量	最終処分量	
古紙・段ボール	4	3		1	書類簡素化、両面コピーの推進、包装材の削減
可燃ごみ (一廃)	3			3	事務所備品の管理徹底 従業員教育の徹底
資源ごみ (食材空缶)	1.5	1.5			リターナブル容器入り製品への展開
資源ごみ (ペットボトル)	0.8	0.8			同上

4. 関連データ及び取組事例

(1) ごみの分別の徹底に関する取組事例（壱岐市）

壱岐市では、令和2年度から22種類の分別回収を実施しています（表1）。令和元年度までは21種類の分別区分でしたが、新たにペットボトルキャップのリサイクルを始めました。

家庭からのごみは、可燃ごみ等と資源ごみを分けて出すことの出来るリサイクルステーションに出していただきます。これは自治公民館等により整備管理がなされており、その中に資源ごみの区分別にコンテナ・ボックスを用意し、まとめて入れてもらっています（表2）。ごみ袋の破袋及び選別にかかる費用が低減するとともに、異物の混入を防ぎ、有価物としての質が向上するというメリットがあります。

リサイクルステーションでの拠点回収の実施にあたっては、各自治公民館からリサイクル推進員を選出していただき、ごみの出し方等の指導の徹底をお願いしています。回収時に正しく出されていない状況を確認した時は、推進員に連絡を取って排出者に改善を求めています。

分別回収は、今ではほとんどの市民に浸透し定着していますが、一部の理解が得られない方により不法投棄につながるケースもあるため、今後も啓発に努めています。

表1 分別回収

〔資源ごみ 18 分別〕	
(1)アルミ缶、(2)スチール缶、(3)無色ビン、(4)茶色ビン、(5)その他色ビン、(6)ペットボトル、(7)ペットボトルキャップ、(8)食品用トレイ、(9)蛍光管、(10)乾電池、(11)廃食用油、(12)紙パック、(13)ダンボール、(14)その他容器包装紙、(15)新聞紙、(16)雑誌、(17)上・中質紙、(18)布製品全般	
〔有料ごみ 4 分別〕	
(19)可燃物、(20)ガラス陶磁器、(21) 金属類、(22) 粗大ごみ	

表2 地区拠点回収場所数

項目 \ 地区名	郷ノ浦	勝本	芦辺	石田	合計
自治公民館数	8 7	4 8	8 1	2 5	2 4 1
ごみ・リサイクルステーション	2 0 1	6 3	1 1 5	3 4	4 1 3



ごみ・リサイクルステーションの様子

(2) 容器・包装等の使用の抑制に関するデータ及び取組事例

①ながさきマイバッグキャンペーン

県内の住民・事業者・行政が一体となってレジ袋の削減等に取り組み、ごみの減量化を推進するため、10月の3R推進月間中に、「ながさきマイバッグキャンペーン」を実施しています。

小売店舗等がレジ袋の削減を目指した取組内容（買い物袋持参を呼びかける店内放送やレジ袋不要カードの作成、詰め替え商品・簡易包装商品の販売促進など）を登録し、10月の強化月間中に県内一斉に行動しました。

○キャンペーンの実績（令和3年度分）

（キャンペーン実施期間）

- ・令和3年10月1日から10月31日

（参加店舗）

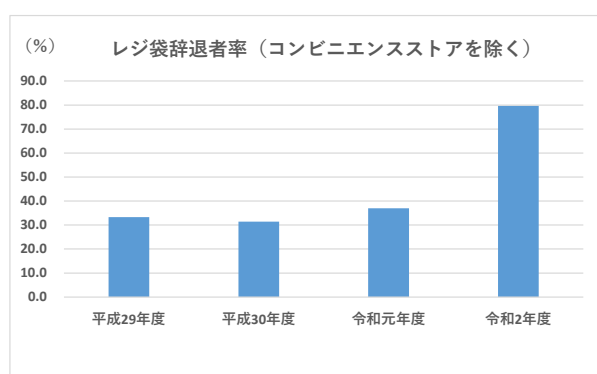
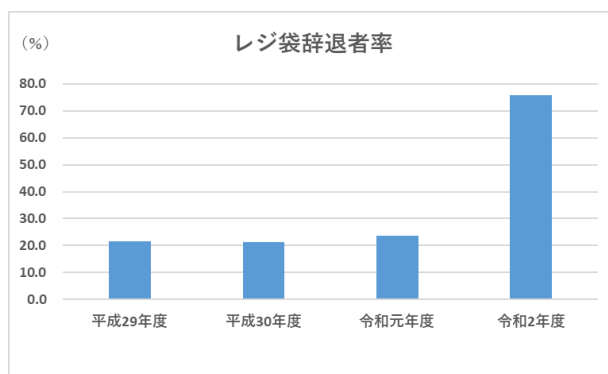
- ・651店舗

（取組内容）

- ・キャンペーンポスター及びステッカーの掲示
- ・レジ袋辞退者へのキャッシュバック
- ・レジ袋辞退者へのシール・スタンプ等付与により特典制度
- ・チラシでの表示・店内放送・レジ袋不要カードの作成などによる買い物袋持参呼びかけ
- ・会計時の声掛け
- ・詰め替え商品・簡易包装商品の販売促進

（レジ袋辞退者率）

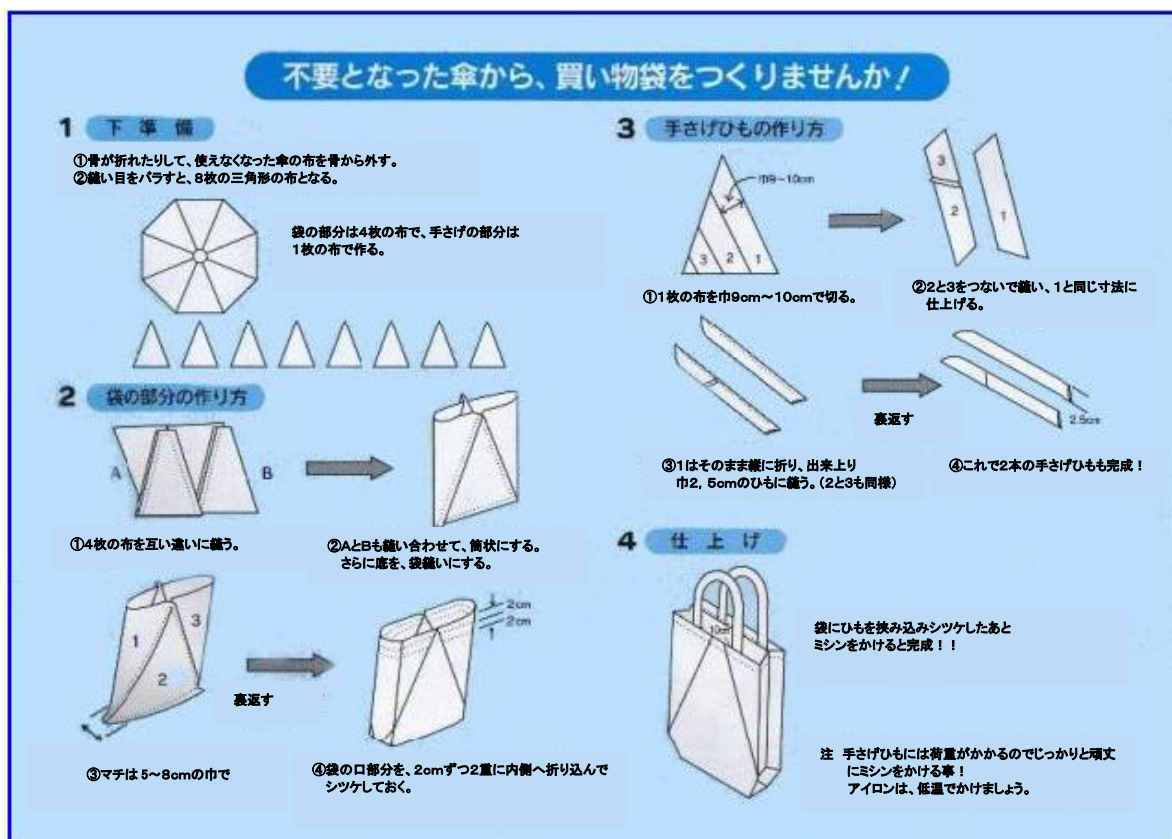
令和2年7月からレジ袋が有料化となり、レジ袋辞退者率は増加傾向にあります。



②長崎県生活学校連絡協議会におけるレジ袋削減の取組

長崎県生活学校連絡協議会では、ごみの減量化を目指し、簡易包装とマイバッグ持参運動の推進、地元の大型店等との対話集会を開催し、レジ袋削減に取り組んでいます。

また、不要になった傘を利用した手作り買い物袋の普及を図るなどの活動を行っています。



③ 新聞エコ袋の作り方 (出典：新上五島町 芳賀佳美)



(3) 食品ロスの削減及び生ごみの発生抑制に関するデータ及び取組事例

①九州食べきり協力店募集の取組

事業者による過剰在庫・返品や外食・家庭での食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている「食品ロス」の量は年間約 570 万トン(令和元年度農林水産省推計)にもものぼり、国民 1 人 1 日当たりの「食品ロス」の量は、約 124g と茶碗 1 杯分のご飯の量に相当します。

九州 7 県では、「食品ロス」の削減やリサイクルを進めるため、小盛メニューの設定や利用客への食べきりの呼びかけなどの取組を行う。食品ロス削減のための取組を行う店舗「九州食べきり協力店」を募集しています。

※九州食べきり協力店の募集や登録店に関する情報は、長崎県ホームページに掲載しています。「ながさき食ロスゼロ」で検索してください。



【飲食店・宿泊施設での取組事例】

- ・小盛り、ハーフサイズ、食べきりサイズなどのメニュー設定
- ・ポスターやメニュー表示における食べきり・食品ロス削減の啓発
- ・宴会等での食べきりの呼びかけ（3010運動）

など

【小売店での取組事例】

- ・食材使いきりレシピや残り物アレンジレシピの紹介
- ・ばら売り、量り売り、少量パックによる販売
- ・割引販売等の実施による売りきり推進

など



②生ごみの水切りに関するデータ（生ごみ水切りの方法）

○水切りによるごみの削減効果

長崎県の令和元年度生活可燃ごみ：約 23 万トン

生ごみ（＝生活系可燃ごみの約 45％）：約 10 万トン

水切りにより削減量（＝生ごみの約 10％）：約 1 万トン

1 人 1 日あたりのごみ搬出量に換算：36g/人・日（可燃 812g×0.45）

水切りによるごみの削減効果：36g

【生ごみの水切り方法について（出典：島原市）】

・生ごみの水切り

家庭から出される燃やせるごみのうち、「生ごみ」が占める割合は約 45％です。

また、「生ごみ」の約 85％は水分と言われています。ごみとして出す前に「水切り」をすることで、ごみの減量につながります。

・臭いの抑制

生ごみが臭いを放つ原因のひとつは生ごみの水分です。

「水切り」をすることで、ごみ袋から出る悪臭の発生を抑制することもできます。

・CO₂ の削減

生ごみ等の燃やせるごみは県央県南クリーンセンターの溶融施設で処理しています。

燃やせるごみに水分が多く含まれていると溶融温度が上がりにくく効率は悪くなってしまう。

「水切り」を行うことで生ごみの水分が減り、焼却効率の向上につながります。

また、水分が減ることでごみ全体の量が減少するので、ごみ収集車の運搬効率も上がります。

以上の 2 点から CO₂ の削減にも繋がります。

・水切り参考例

野菜などは、いらない皮などをむいてから洗い、いらない皮などは濡らさないようにしましょう。

水切りネットや三角コーナー等を使い水切りを実践しましょう。



水切りネットと三角コーナーを使った水切り



ザルを使った水切り

水切りネットや三角コーナー等には、水気のあるものだけを入れるようにしましょう。

水気のないものは、ごみ袋に直接入れるなど、余分な水分を吸わせないようにしましょう。

ごみを出す前に、水切りネットなどの生ごみを、手やペットボトルを使って押しつぶし、水切りを十分に行いましょう。



ペットボトルを使って水切り



ペットボトルを使って押しつぶし



CD を使った水切り

ちょっとした心がけでできる簡単な水切り方法です。
さあ、水切りを実践し、ごみの減量化を目指しましょう！

③生ごみ減量化リーダーネットワークながさきの取組

1. 設立趣旨及び目的

「長崎県生ごみ減量化パートナーシップ推進事業（平成16年度～平成17年度）」での実践研修を修了したチーフリーダー及び地域リーダーがネットワークを構築し、地域における研修会等を通じて、長崎県における生ごみの発生抑制・減量化・リサイクルを促進することを目的とする。

2. 位置づけ

「長崎県廃棄物処理計画」及び「ゴミゼロながさき実践計画」に掲げる一般廃棄物排出量の削減目標を達成するため、各リーダーがそれぞれの地域で住民や学校等に対して生ごみの減量化・リサイクル活動の支援を行う。

3. 活動内容

生ごみの発生抑制・減量化・リサイクルに関する普及啓発

→学校や自治会等での生ごみ堆肥化や生ごみ元気野菜づくりの指導 など

※活動回数：R1・・・734回

R2・・・308回

4. 会員の状況（令和3年3月末現在）

総数：46名

（内訳）長崎：7名、佐世保：8名、西彼：5名、県央：7名、県南：5名、県北：2名、五島：4名、上五島：1名、壱岐：4名、対馬：3名



（学校や自治会における生ごみ減量化リーダーの活動の様子）

④ダンボールコンポストの作り方（出典：長崎市）

○用意するもの

（1日に約500gの生ごみを入れる場合）

◆段ボール箱（30cm×40cm×30cm程度）

※厚手のものがおすすめです

◆基材

・ピートモス（15リットル）

・くんたん（燐炭）（10リットル）

※どちらもホームセンターや園芸店で購入可

◆新聞紙

◆ガムテープ

◆洗濯ネット（目が細かいもの）

◆段ボールの土台（右図の黒いカゴやビールケースのような通気性があるもの）

◆ゴム手袋またはスコップ（かき混ぜるため）

（あると便利なもの）

◆温度計（基材の温度確認用）

◆人工芝（通気性向上のため）

◆緩衝材等のビニール（レジ袋でも可）

◆不織布、いらなくなったバスタオル等

◆洗濯ばさみ



○ダンボールコンポストの準備

①段ボールを組み立てる

隙間が開かないよう、ガムテープでしっかり貼り合わせてください。

側面に取手の穴が開いている場合は、ふさいでください。



②段ボールの底に新聞紙を敷く

底が濡れるのを防ぐために新聞紙を敷きます。新聞紙の下に下図のようなビニールの緩衝材

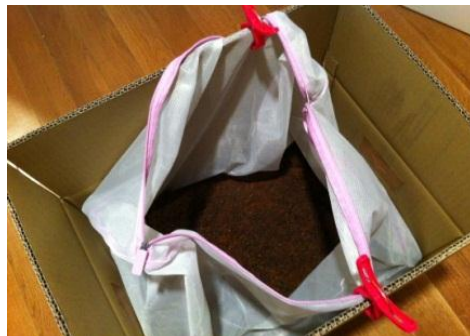
（レジ袋でも代用可）を敷くと、さらに効果的です。



新聞紙の上に人工芝を敷くと、通気性アップ！



- ③基材を洗濯ネットに入れ、よくかき混ぜる
ピートモス15リットルと、くんたん10リットル（3：2の割合）を入れ、よくかき混ぜます。
洗濯ネットの目が粗いと基材が漏れ出る可能性がありますので、新聞紙の上か、段ボールの中で作業を行ってください。
※基材が空中に飛散しないよう、ゆっくり入れましょう。 準備完了！



○生ごみの処理の仕方

- ①生ごみは1日500グラム程度投入してください。細かい方が、分解が早くなります。
投入した後は、しっかりと空気が入るように混ぜてください。生ごみが分解されると、温度が上がってきます。



！ 注意点 ！

- ◆以下の生ごみは投入しないでください。
 - ・硬いもの 貝殻、鶏肉などの骨、とうもろこしやたけのこの皮、玉ねぎの皮、卵の殻など
 - ・腐ったもの
 - ・塩分が多いもの
 - ・生ごみでないもの
- ◆肉類や魚介類も分解できますが、臭いやすいので、大量に投入するのは避けましょう。
コーヒーや茶がらを入れると臭いが軽減されます。
- ◆使用済みの食用油をいれると、分解が促進され温度が上がりやすくなります。
(入れすぎには注意しましょう)
白カビは分解がうまく進んでいる証拠です。

- ②生ごみを投入し、かき混ぜたら、フタをして不織布やバスタオル等で包みます。こうすることで段ボール内の温度を保つほか、虫の発生を防ぐこともできます。

防虫や防臭のため、フタはできるだけしっかり閉めてください。

- ③通気性を高めるため、直接床に置かず、右図のような網目のある台に置いて保管します。角材等を敷いても大丈夫です。



○堆肥としての利用

1日約500グラム投入するとして、2～3ヶ月間生ごみを処理することができます。

次のような兆候が見られたら、投入をやめてください。

- ・分解が遅くなる（温度が上がらない）
- ・基材がべたつき始める

投入をやめた後も、約1週間かき混ぜてください。その後、段ボールに入れたまま1ヶ月程度寝かせて熟成させます。熟成が終わると、堆肥として利用が可能になります。土に混ぜて利用してください。

(4) 再使用・再生利用の促進に関する取組事例等

①家庭の使用済み廃食用油の回収事業(雲仙市)

一般家庭や事業所から排出される使用済みの廃食用油は、焼却処理されてきましたが、そもそも光合成によって作られた植物油を原料としています。

それらから精製できるバイオディーゼル燃料（以下、「BDF」という。）は、化石燃料と比較して二酸化炭素の排出量が少なく、地球温暖化防止対策の一つとして注目されています。

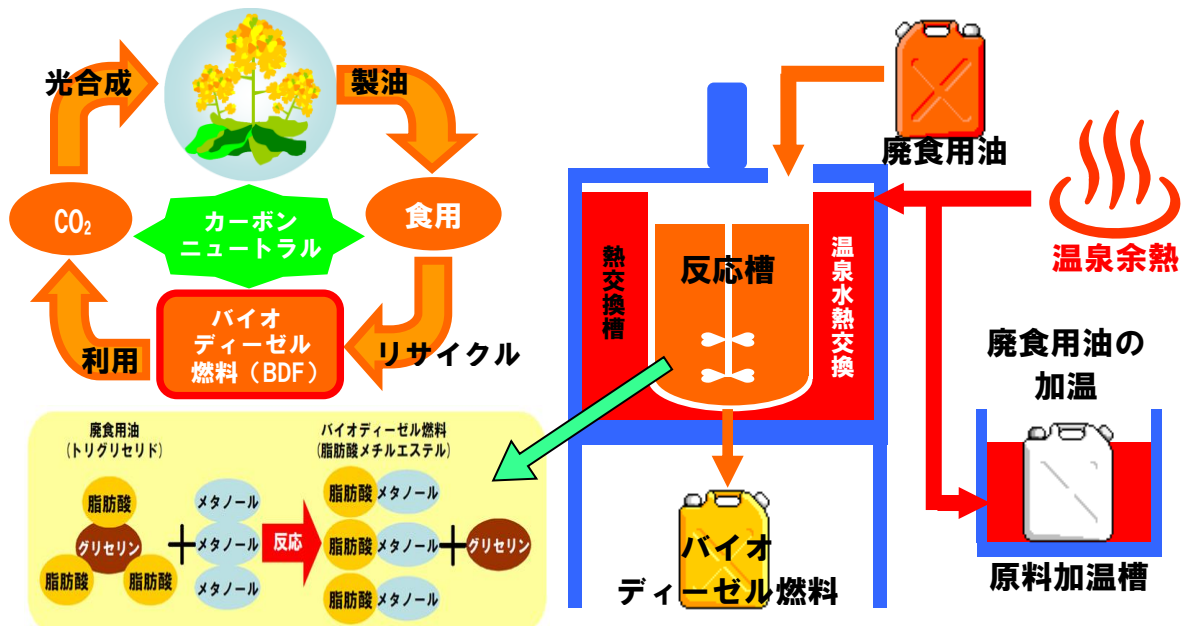
雲仙市では、小浜温泉の温泉水の熱を活用してBDFの製造に取り組んでいます。雲仙市役所本庁舎、各総合支所及びストックハウスでは、家庭の廃食用油を回収して、BDF化し、ごみ収集車の燃料として再利用に取り組んでいます。

各ご家庭の取組が、ごみ焼却量と二酸化炭素排出量の削減につながりますので、皆様のご協力をお願いします。

使用済み廃食用油収集のながれ



余熱利用型バイオディーゼル燃料製造装置概略図





回収容器



廃食用油の回収



余熱利用型バイオディーゼル燃料製造装置

雲仙市では、環境保健研究センターが開発した、小浜温泉の熱エネルギーを利用する製造装置を活用しながら、使用済みの食用油から製造したバイオディーゼル燃料を、一般公用車で利用しています。

廃食用油回収量・製造量及び一般公用車給油量

(単位：リットル)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	合計
回収量	3,236ℓ	11,241ℓ	13,757ℓ	13,867ℓ	12,935ℓ	10,971ℓ	10,188ℓ	9,296ℓ	10,062ℓ	9,265ℓ	104,818ℓ
製造量	3,842ℓ	10,147ℓ	12,689ℓ	12,319ℓ	10,017ℓ	8,395ℓ	9,643ℓ	7,230ℓ	6,147ℓ	6,206ℓ	86,635ℓ
使用料	—	3,248ℓ	4,580ℓ	4,810ℓ	5,330ℓ	5,260ℓ	5,700ℓ	5,260ℓ	4,950ℓ	5,090ℓ	44,228ℓ

※回収量は、「一般家庭分」と「事業所分」の合算量

②「ながさきオフィスエコクラブ」の取組

(創立目的)

長崎市内又はその周辺地域の事業所において事業を営む者が、古紙回収業界と事業系古紙の効率的な回収を行うことを通じ、ごみのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」の実現に寄与することを目的とする。

(組織)

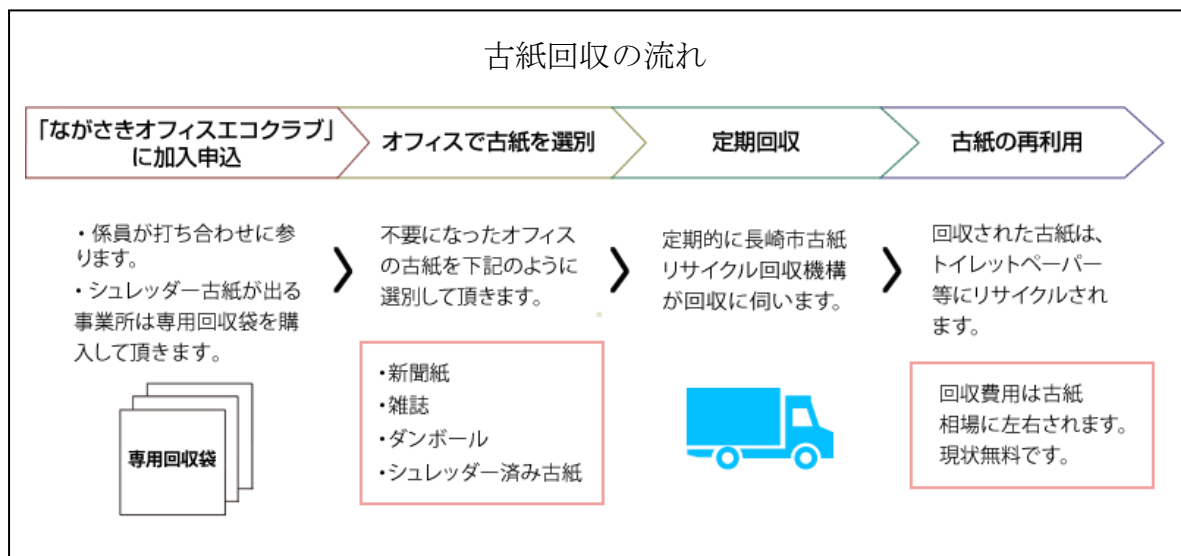
代表理事：川口 義己

事務局：長崎県中小企業団体中央会

会 員：155 事業所

(回収システム)

- ・会員は事務局から専用袋を購入
- ・シュレッダー済古紙等を専用袋で定められた日に事務所前等に出す。
- ・協業組合長崎市古紙リサイクル回収機構の業者が回収し、同機構の古紙リサイクル小江工場でプレス加工後、製紙工場等に搬送しリサイクルする。
- ・他に新聞紙、雑誌、段ボール等の回収も実施。小・中学校では、学乳パック、ペットボトルの蓋も併せて回収している。



◆オフィスエコクラブとは？

オフィスエコクラブとは、会員の事務所などから排出される事業系古紙（新聞紙、雑誌、段ボール、コピー用紙、シュレッダー済紙等）について、単独の事業所では量が少ないためその回収・リサイクルが難しかったものを、共同でルート回収するものです。

会員は、単独で行政回収に出すよりも、廃棄コストを抑えることができることはもとより、焼却処理からリサイクルに回すことで循環型社会の構築にも貢献することができます。

③機密文書リサイクル処理の取組

使用済みコピー用紙を再利用するなど、事業所で環境への意識が高まっている一方、機密文書の多くは個人情報の流出を防ぐため、シュレッダーで裁断した後、焼却処理されたり、文書のまま焼却施設に持ち込んで焼却されているのが現状です。

このような状況の中、古紙リサイクル率の向上を図るために、県内においても、機密文書リサイクル事業が展開されています。

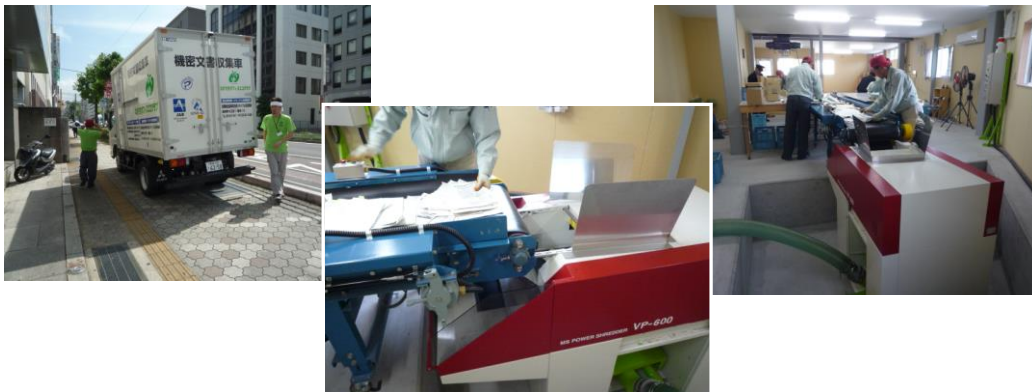
○取組実績

- 1) 長崎県においては、平成 23 年度から実証試験を実施し、平成 25 年 12 月から本庁における機密文書リサイクルを実施しています。
(搬出量：平成 30 年度：43.15t、令和元年度：41.54t、令和 2 年度：43.97t)
- 2) 五島市においては、これまで機密文書として焼却施設へ持ち込んでいたリサイクル可能なオフィスペーパーは、平成 28 年 12 月 1 日から焼却施設への搬入を禁止し、各排出者が機密を守ってリサイクルを行う再資源化事業者に処理を依頼する方法で、リサイクルの促進を図っています。

〈県内で行われている機密文書処理システム〉

①引取り裁断

専用車で、機密文書を回収し、処理施設まで運搬し裁断します。
裁断された紙片は古紙の原料としてリサイクルされます。



②出張裁断

裁断機を搭載した専用車で排出事業所まで出向き、その場で裁断します。裁断された紙片は古紙の原料としてリサイクルされます。



(5) 散乱ごみ防止に関する取組

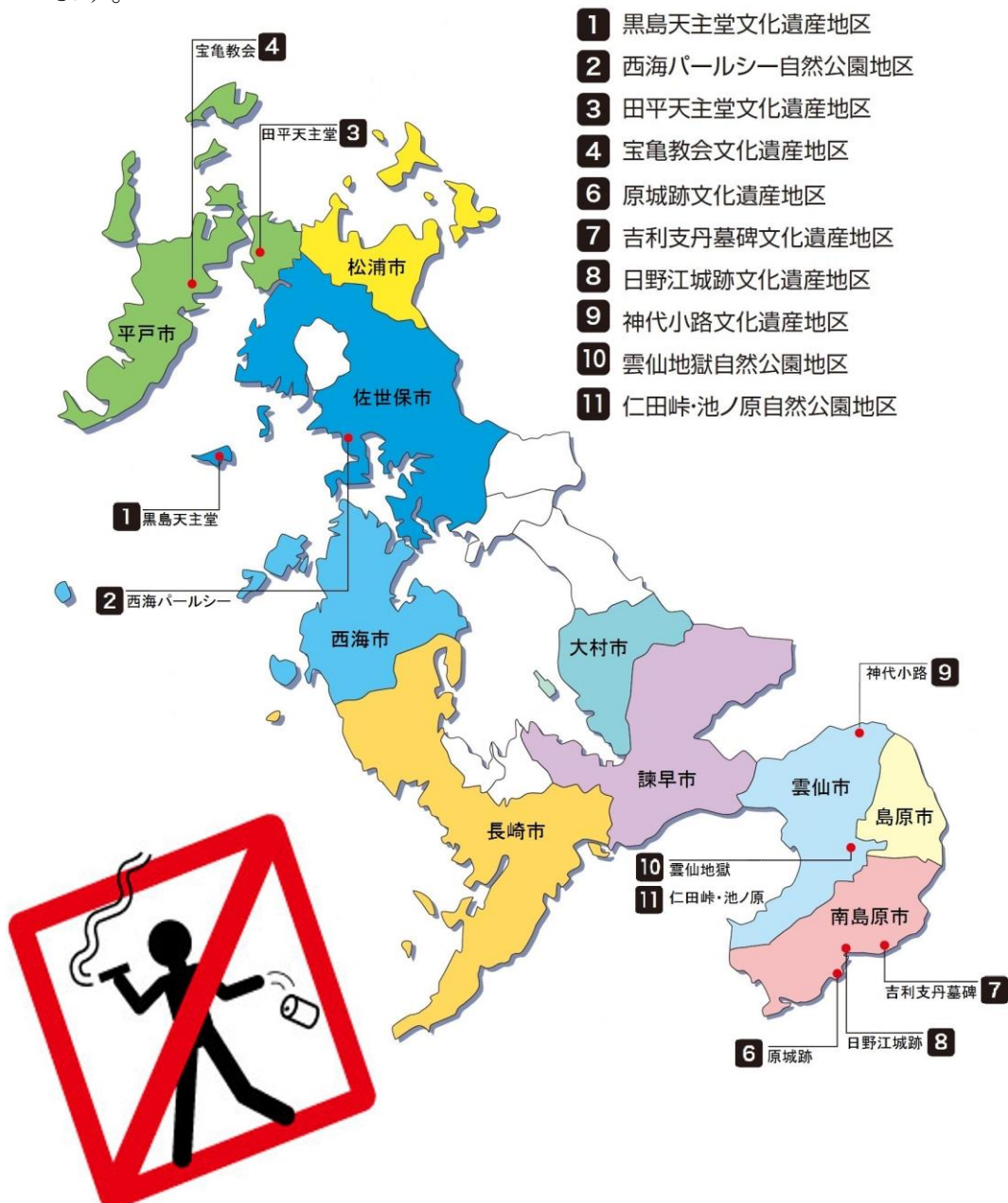
①未来環境条例関係の取組

【目的】

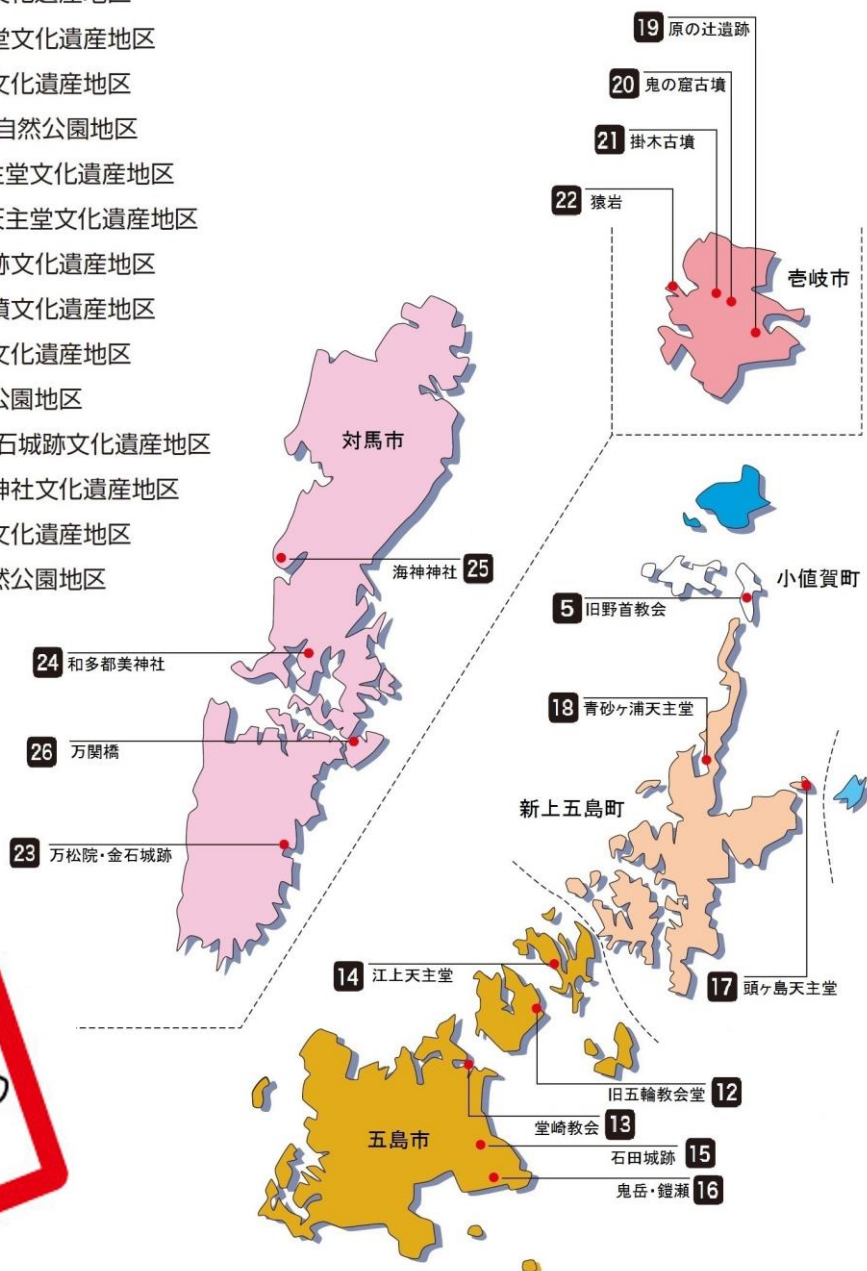
地球温暖化対策、生活環境の保全等、自然環境の保全、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを進めるために必要な措置等を定めた新しい総合的な環境条例「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」を平成20年3月に制定・公布し、同年4月1日から施行した。

●指定地区内で制限される行為

世界遺産構成資産候補となっている地区や代表的な文化、自然遺産がある地区のうち指定された地区（地図参照）において、ごみの投げ捨てや屋外での喫煙を禁止しています。また、景観保全のため自動販売機設置の事前届出を義務付けています。



- 5 旧野首教会文化遺産地区
- 12 旧五輪教会堂文化遺産地区
- 13 堂崎教会文化遺産地区
- 14 江上天主堂文化遺産地区
- 15 石田城跡文化遺産地区
- 16 鬼岳・鎧瀬自然公園地区
- 17 頭ヶ島天主堂文化遺産地区
- 18 青砂ヶ浦天主堂文化遺産地区
- 19 原の辻遺跡文化遺産地区
- 20 鬼の窟古墳文化遺産地区
- 21 掛木古墳文化遺産地区
- 22 猿岩自然公園地区
- 23 万松院・金石城跡文化遺産地区
- 24 和多都美神社文化遺産地区
- 25 海神神社文化遺産地区
- 26 万関橋自然公園地区



・「ごみの投げ捨て等防止重点地区」

ごみの投げ捨ては県内全域で禁止されていますが、指定地区で違反した場合は 2,000 円の過料が適用されます。

・「喫煙禁止地区」

地区内の公共の場所での喫煙が禁止となります。違反した場合は 2,000 円の過料が適用されます。但し、屋内及び公共の場所の管理者が指定する喫煙場所を除きます。

・「自動販売機設置届出地区」

地区内の屋外に自動販売機を設置しようとする者は、事前届出が必要です。また自動販売機の設置位置、デザイン、色彩などの基準を守らなければなりません。

②佐世保市江迎町地域婦人会の取組

○散乱ごみ対策：平成 12 年から現在まで継続 ※毎年 8 月 23 日・24 日 2 日間

江迎の伝統ある夏祭「千灯籠祭」を散乱ごみのない美しいお祭りにと、婦人会が立上がり、路上のごみ拾い、分別収集に取り組んでいます。

今では、訪れるお客様が子どもから大人まで分別用のペールに入れていただき、取組み効果がみられるようになってきました。

※千灯籠祭の実行委員会から、路上がきれいになったと、大変喜ばれています。

千灯籠祭における収集実績

(単位：ゴミ袋 (90L) の袋数)

種類	平成 29 年 8 月 23・24 日	平成 30 年 8 月 23・24 日
燃えるごみ	60	65
アルミ缶	6	7
ペットボトル	4	5
スチール缶	10	13
合計	80	90

○古紙の回収：昭和 52 年から現在まで継続

江迎町の機関紙「絆」に日程を掲載し、毎月第 3 火曜日に各支部と本部役員が回収を行っております。捨てればごみ「捨てる社会」から使えば資源「生かす社会」へ私たちがやれることの行動を起こす心を育てていきたいと考えております。

○その他：適宜

地元の中学校でエコバッグづくりの指導、マイバッグ持参運動など、ごみの減量化に向け我々が出来る取組を続けています。

(千灯籠祭の活動写真)



5. 環境マネジメントシステム関係

(1) 環境マネジメントシステムの取得・登録状況

① ISO14001 認証取得状況(令和2年4月1日現在)

- ・国内の認証取得状況：16,388件
- ・県内の認証取得状況：37件(事業所が県内のみに所在する事業所)

〈出典：公益財団法人 日本適合性認定協会〉

② エコアクション21 認証・登録状況(令和3年12月15日現在)

- ・国内の認証・登録状況：7,460件
- ・県内の認証・登録状況：66件

〈出典：一般財団法人 持続性推進機構ホームページ〉

(2) 長崎県庁における環境マネジメントシステムの取組

長崎県では、平成15年3月から平成21年3月の6年間、本庁舎において、環境管理に関する国際規格であるISO14001の認証取得・運用に取り組んできたところです。認証期間中においては、審査登録機関である高圧ガス保安協会の審査・指導により、不適合などの大きな指摘を受けることなく適正に運用され、また、職員の意識改革が進みました。これらの実績を基に、ISO14001の基本的な考え方を踏まえて、より効率的で自律性を高めた独自の環境マネジメントシステム(県庁EMS)を、地方機関を含めた全庁的に適用しながら、より良いものに改良を重ねていくこととしています。平成21年4月から本庁で独自システムの運用を開始し、同年7月から地方機関でも運用しています。

○環境方針

県庁EMSでは環境方針を定めています。

○実施目標

これまでのISO運用の目的・目標と大きな変更をすることなく、県庁における地球温暖化対策など、内容を引き継ぐ形で、毎年度、県庁エコオフィスプランと連動した具体的な数値目標を設定しています。

これからも引き続き、PDCA方式による継続的な改善を推進していきます。

○適用範囲

知事部局の本庁及び地方機関、交通局、教育庁、警察本部、監査事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局の事務・事業に適用します。

〈今後の取組〉

(1) コピー用紙使用量の節減

- ①環境物品等調達方針を遵守する。
- ②電子決裁など庁内LANを活用し、ペーパーレス化を図る。
- ③各職場においてコピー用紙使用量が増加傾向にある場合は、その理由を具体

的に検証し、適切な対応に取り組む。

- ④両面印刷、集約印刷及び不要書類やミスコピーの裏面利用を徹底する。
- ⑤コピー機使用後は必ずリセットボタンを押すなどミスコピーの防止を徹底する。
- ⑥テレビ会議システム等の利用や資料の電子化により、会議資料のペーパーレス化を推進する。
- ⑦資料印刷・配布が必要な場合は簡素化及び共有化を図ることによりページ数や印刷部数を必要最小限に止める。
- ⑧各種資料は課内で共有し、資料の個人所有は最小限に止める。
- ⑨会議開催に先だって配付した資料については、会議当日の配付を控える。
- ⑩ファクシミリについては支障のない範囲で送付状を省略し、送受信者は余白に記載する。
- ⑪受信用のファクシミリ用紙は裏紙を利用する。
- ⑫再利用できるコピー用紙をストックできるリサイクルボックスを執務室等に備える。
- ⑬電子メールを活用することで、郵送による文書送付を必要最小限に止める。
- ⑭冊子、パンフレット、ポスター及び報告書等の印刷物については、P R 効果等を勘案して必要最小限に止める。
- ⑮行政手続のオンライン化やその前提となる行政手続きの抜本的な見直しを進めることにより、手続にかかるコピー用紙使用量の削減に努める。

(2) 再生紙の利用促進

- ①印刷物を発注する際は、環境物品等調達方針のうち、Ⅱ 1. (1) コピー用紙【判断の基準】①に記載のとおり、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び秤量を定められた算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であるものを指定する。ただし、市場流通等の状況により、これが困難である場合は、可能な限り総合評価値が高いものを指定する。
- ②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ③製品に総合評価値およびその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。

(3) 廃棄物の減量化及び資源化

- ①環境物品等調達方針を遵守する。
- ②物品めぐりあいシステムを活用する。
- ③「マイ箸」「マイボトル(再掲)」「マイバッグ」持参に取り組む。
- ④冊子、パンフレット、ポスター及び報告書等の印刷物については、P R 効果

などを勘案して必要最小限に止める。

- ⑤ 県機関相互の文書送付等に当たっては、使用済み封筒を活用する。
- ⑥ 各機関において封筒を作成する際は導入コストも勘案のうえ「セパブル封筒」の導入を推進する。
- ⑦ 両面印刷及び不要書類やミスコピーの裏面利用を徹底する。
- ⑧ 使い捨て容器を使用した製品の購入を控え、詰め替え可能なものや簡易包装の製品を選択するよう心がける。
- ⑨ 備品及び事務用品等については修繕等により長期使用を図るとともに、ファイル等の消耗品については可能な限り再使用する。
- ⑩ 機密文書については、リサイクル処理への転換に努める。
- ⑪ シュレッダーにかける書類は、機密文書または環境推進員が必要と認めた書類とする。
- ⑫ 行政手続のオンライン化やその前提となる行政手続きの抜本的な見直しを進めることにより、提出書類等を削減し、最終的な書類廃棄量を減少させる。

(4) ごみの分別、リサイクルの徹底

- ① ごみの分別区分は原則以下のとおりとする。
 - 紙類（再利用できなくなったコピー用紙、新聞紙、雑誌・冊子、段ボール、雑古紙、古封筒、チラシ・パンフレット）
 - 紙類以外の紙くず等の可燃物、生ごみ等
 - 資源ごみ（空きかん、空きびん、ペットボトル）
 - プラスチック類（プラスチック製容器包装類、その他の廃プラスチック）
 - 金属類（空きかんを除く）
 - 不燃物（空きびんを除くガラス、陶磁器くず類）
- ② 執務室等に、上記①の分別区分に応じたごみ箱等を、必要最小限備える。
- ③ ごみ箱等、またはその付近に、分別区分に応じた表示を設置する。

6. 2050年カーボンニュートラルに向けて

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2021年6月地域脱炭素ロードマップを作成しました。

地域脱炭素ロードマップ「重点対策」
(全国で取り組む、脱炭素の基盤となる対策)

重点対策	絵姿・目標(抜粋)
①自家消費型太陽光発電	[政府・自治体]2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入(2040年には100%)。
②地域共生・裨益型再エネの立地	地域共生・裨益型再エネ事業が全国各地で展開され、地域脱炭素化の主役として貢献していることを一般化。
③徹底した省エネ、再エネ電気調達、ZEB化誘導	2030年までに新築建築物の平均でZEB実現、公共部門の再エネ電気調達の実質標準化等についての認識が共有され、当然のこととして取り組まれている。
④住宅・建築物の省エネ性能等向上	住宅の断熱性能等の向上、2030年までに新築住宅の平均でZEH実現。
⑤ゼロカーボン・ドライブ (EV等×再エネ)	2035年までに乗用車新車販売を100%電動車に。
⑥循環経済への移行	プラスチック資源活用、食品ロス量を2030年度までに半減(2000年度比)
⑦脱炭素型まちづくり	都市コンパクト化、スマートシティ100団体(2025年度)
⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立	2050年までに農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化、 2040年までに農林業機械・漁船の電化・水素化等に関する技術確立 など



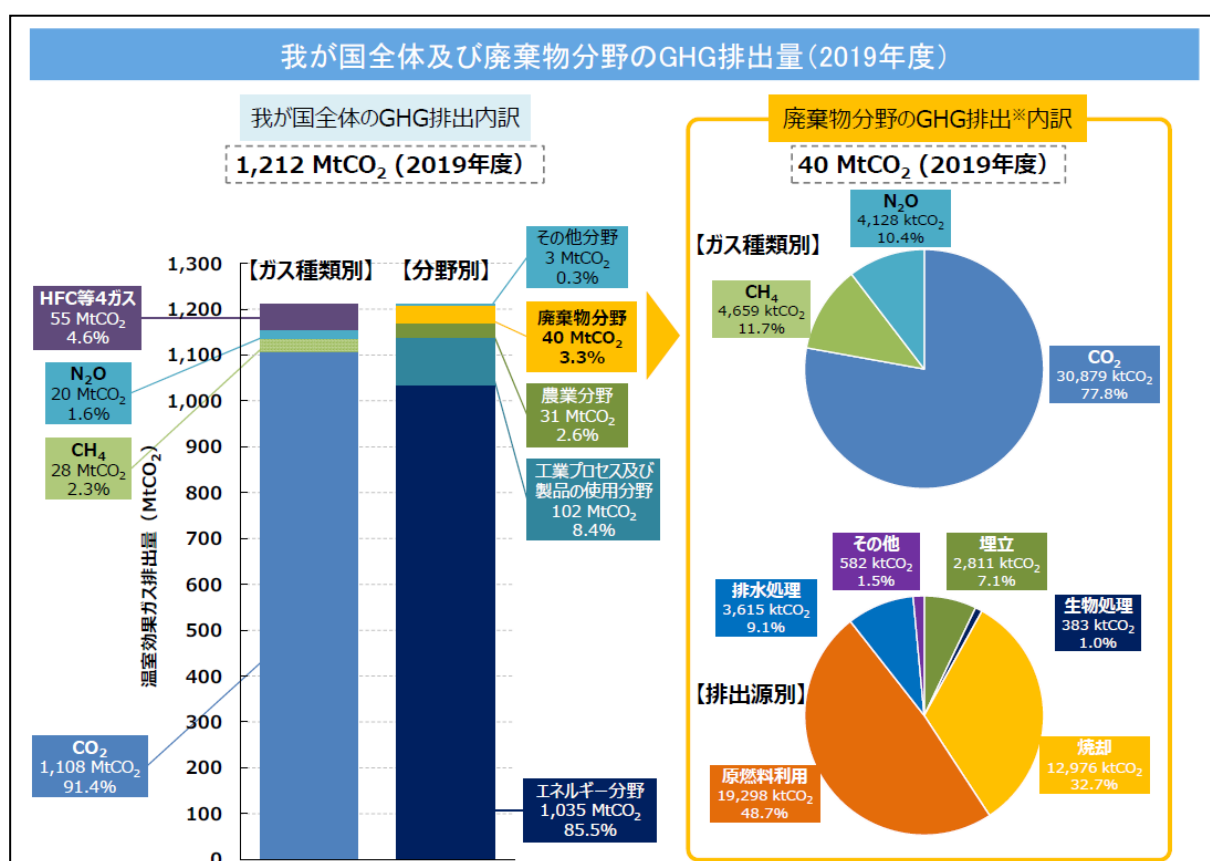
2050年カーボンニュートラル

重点対策の一つが「⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行」であり、プラスチック資源の分別収集、食品ロス削減等に関する取組を地域で実践することとなっています。

また、国においては、「廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ」について検討が進められています。

廃棄物分野の温室効果ガス排出量は 2019 年度で約 4,000 万トン CO₂ であり、1990 年度からは約 100 万トン CO₂、2013 年度からは約 50 万トン CO₂ の減少となっています。

その内訳をみると、「廃棄物の焼却及び原燃料利用に伴う CO₂・CH₄・N₂O 排出」が約 3,230 万トン CO₂ と廃棄物分野全体の約 81%を占めており、「排水処理に伴う CH₄・N₂O 排出」が約 360 万トン CO₂（約 9%）、「埋立に伴う CH₄ 排出」が約 280 万トン CO₂（約 7%）と続いています。

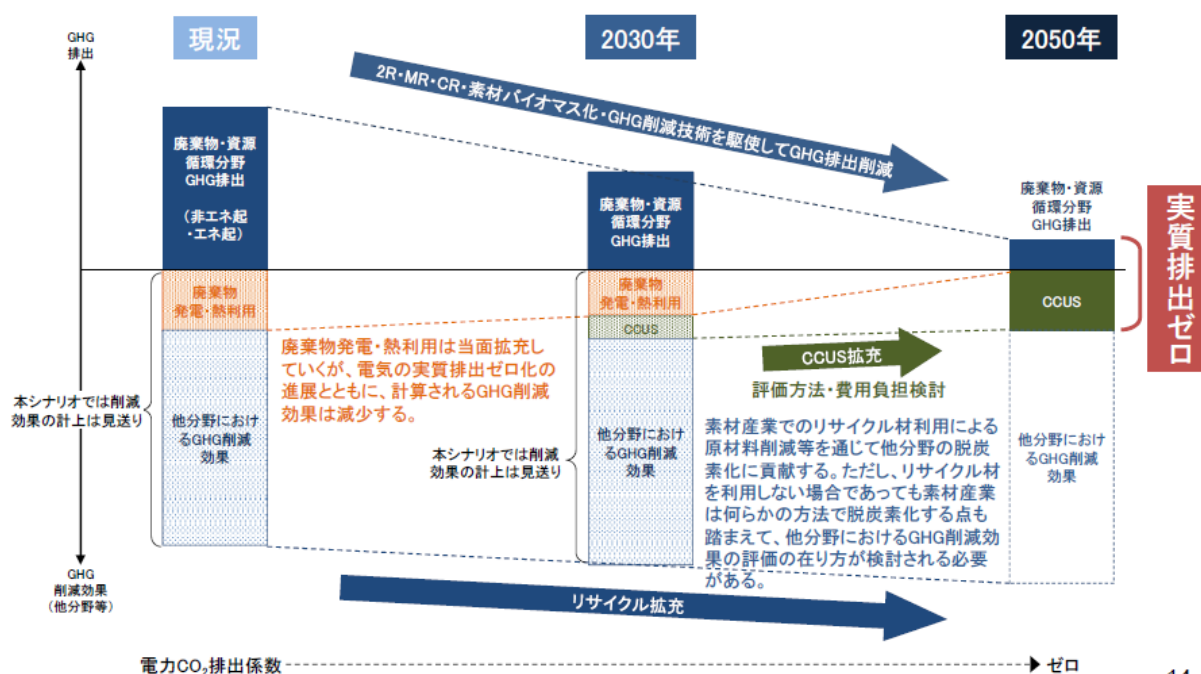


(環境省資料)

このため、主に炭素を含む物質の焼却・埋立の最小化による温室効果ガス排出量の削減だけではなく、生産過程のエネルギー消費量削減、原料のバイオマス化を含む素材転換、処理過程の再生可能エネルギーへのシフトを進めていく「3R+Renewable」の考え方により、廃棄物の発生を抑制するとともに廃プラスチックなどのマテリアル・ケミカルリサイクル等による資源循環と収集運搬車両等を使用される化石資源のバイオマスへの転換を図り、焼却せざるを得ない廃棄物についてはエネルギー回収と二酸化炭素回収・貯留等を徹底し、2050年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを目指すこととしています。

2050年CNIに向けた廃棄物・資源循環分野の基本的考え方

・3R+Renewableの考え方に則り、廃棄物の発生を抑制するとともにマテリアル・ケミカルリサイクル等による資源循環と化石資源のバイオマスへの転換を図り、焼却せざるを得ない廃棄物についてはエネルギー回収とCCUSによる炭素回収・利用を徹底し、2050年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出をゼロにすることを旨とする。



14

(環境省資料)

長崎県では、2021 年 3 月、長期目標として「2050 年度までに脱炭素社会の実現を目指す」ことを掲げ、まずは 2021 年度から 2030 年度までの 10 年間に取り組む地球温暖化（気候変動）対策をまとめた「第 2 次 長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」を策定し取組を進めています。

○長崎県の目指すべき将来像

「環境にやさしく、気候変動によるこれまでにない災害リスク等に適応した、脱炭素・資源循環型の持続可能な社会が実現した長崎県」

○温室効果ガス削減目標

（中期目標）2030 年度における長崎県内の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 45.2%削減

（長期目標）2050 年度までに脱炭素社会を実現

この計画を推進するためにも「循環型社会の形成」は必要不可欠であり「ながさき環境県民会議」の率先した環境保全活動が求められており、4 R 部会では全国的に推進されている 3 R（Reduce、Reuse、Recycle）に Refuse を加えた 4 R を引き続き推進していきます。

7. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

2021年6月11日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されました。2022年4月1日に施行される予定です。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計指針】 ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。  ＜付け替えボトル＞
販売・提供	【使用の合理化】 ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。  ＜ワンウェイプラスチックの例＞
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 ● プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。  ＜プラスチック資源の例＞ ● 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。
	【製造・販売事業者等による自主回収】 ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  ＜店頭回収等を促進＞
	【排出事業者の排出抑制・再資源化】 ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

＜施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日＞

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

（環境省資料）

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable”により、サーキュラーエコノミーへの移行を加速

①設計・製造段階



プラ製品の設計を環境配慮型に転換

プラ製品の環境配慮設計に関する指針に即した環境配慮製品を
国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けのプラスチック使用製品設計指針（環境配慮設計指針）を策定するとともに、指針に適合したプラスチック使用製品の設計を認定します。
- 国等が認定製品を率先して調達することやリサイクル設備を支援することで、認定製品の利用を促します。

②販売・提供段階



使い捨てプラをリデュース

小売・サービス事業者などによる使い捨てプラの使用を合理化し、
消費者のライフスタイル変革を加速

- コンビニ等でのスプーン、フォークなどの、消費者に商品やサービスとともに無償で提供されるプラスチック製品を削減するため、提供事業者に対し、ポイント還元や代替素材への転換の使用の合理化を求める措置を講じます。
- これにより、消費者のライフスタイル変革を促します。

③排出・回収・リサイクル段階



排出されるプラをあまねく回収・リサイクル

あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを3つの仕組みで促進

- 市町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用するなど効率化します。
- 使用済プラスチックについて、製造事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。
- 産業廃棄物等のプラスチックについて、排出抑制や分別・リサイクルの徹底等の取組を排出事業者に求める措置を講じるとともに、排出事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。

（環境省資料）

消費者にプラスチックごみ問題について考えてもらいライフスタイルの変革を促すために2020年7月にレジ袋の有料化が実施されましたが、今回のプラスチック資源循環法の施行により、さらに使い捨てプラスチックについて考え削減に結び付く行動をしてもらえるよう各種措置が講じられていく予定です。

8. 用語の説明

《ア行》

ISO14001

国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）による環境マネジメントシステムの国際規格です。環境対策を推進することを目的に環境方針や計画の策定、実施、結果の点検・見直しを行い、継続的な改善を図っていく仕組みです。事業活動から排出される廃棄物についても、環境マネジメントシステムの中に組み込んでいくことにより、計画的に減量化を進めることができます。

アダプト・プログラム

市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。アダプト（adopt）とは英語で「〇〇を養子にする」の意味。一定区画の公共の場所を養子にみたて、住民がわが子のように愛情をもって面倒をみて、行政がこれを支援する制度です。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物には、商店、オフィス、レストラン等の事業活動に伴って生じる「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じる「生活系ごみ」があります。

ESD

「持続可能な開発のための教育」（Education for Sustainable Development）頭文字をとった略語です。

課題の解決のために必要な力、考え方、価値観を学びあいながら育み、意識を変えることにとどまらず、行動の変容を起こすこと、それが「ESD＝持続可能な開発のための教育」です。

ESDは、教育の場や学習者の年齢や立場を限定せず、誰もが参加することのできる生涯に行うあらゆる学習を意味します。ESDは目的でなくSDGsを達成するための手段です。

（SDGs（Sustainable Development Goals）：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの17分野の国際目標。「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な社会の実現を目指しています。）

エコアクション21（EA21）

環境省が策定した環境マネジメントシステムのことです。中小事業者でも自主的・継続的な環境配慮に対する取組が展開できます。更に、その取組結果を公表できるように工夫されています。

NPO（Nonprofit Organization：民間非営利団体）

非営利で不特定多数の者の利益のために活動している民間組織のことです。「特定非営利活動促進法」により、こうした活動を行う団体が法人格を取得し、特定非営利活動法人（NPO法人）となることもできます。

N₂O（亜酸化窒素）

窒素酸化物の1種です。組成式はN₂Oで表され、IUPAC 勧告に従った命名法では、酸化二窒素（さんかにちっそ。英語：dinitrogen oxide）と呼び、一酸化二窒素（いっさんかにちっそ。英語：dinitrogen monoxide）も使用されます。

亜酸化窒素には、地球の大気に放出されると、紫外線によって分解されて一酸化窒素を生成し、オゾン層を破壊するという作用がある。したがって、亜酸化窒素の使用は、地球のオゾンホール拡大という環境問題も抱えています。

汚泥

産業廃棄物の一つで、工場排水や下水などの処理後に残る泥状のものや各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものをいいます。下水汚泥などの有機性汚泥と建設汚泥などの無機性汚泥があります。

温室効果ガス（GHG：Greenhouse Gas）

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のことです。水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどが温室効果ガスに該当します。

《力行》

海岸漂着物

海岸に流れ着いたごみやその他の汚物、不要物をいいます。台風などの自然災害の際に、山から海岸に流れ着いた流木や、海を漂流して流れ着いたごみなどです。

カーボンニュートラル（ゼロカーボンニュートラル）

何かを生産したり、一連の人為的活動を行った際に、排出される二酸化炭素と森林などに吸収される二酸化炭素が同じ量（ゼロ）にすることです。

環境負荷

人が環境に与える負担のことです。「環境基本法」では、人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものと定めています。

環境報告書

企業などの事業者が、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況や環境負荷の低減に向けた取組の状況などについて取りまとめ、定期的に公表するものです。

環境マネジメントシステム（EMS:Environmental Management System）

組織や事業者が、自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための組織の体制・手続きなどの仕組みのことをいいます。

グリーン購入・グリーン調達

製品やサービスを購入する際に、環境のことを考慮して、まず必要性をよく考え、次に環境への負担ができるだけ少ないものを選んで購入することです。消費者の観点でグリーン購入といい、生産者の観点ではグリーン調達といいます。

ケミカルリサイクル

廃棄物を回収し化学的に処理して、ガス・油・化学原料（モノマー）として再生利用することです。モノマー（monomer）とは、ポリマー（プラスチック）を構成する最小単位です。

ごみ排出量

計画収集量（市町等によって収集されたごみ量）と直接搬入量（住民、事業者等がごみ処理施設に直接搬入したごみ量）と集団回収量（自治会や子ども会などが古紙などを回収し、市町に報告した量）の総和です。

《サ行》

再資源化

使用済み製品・容器や廃棄物のうち有用なものを、部品などとして再使用したり、新たな製品の原材料として使用できる状態に処理することです。

再使用

一度使用された製品をそのまま使用することや、一部の部品をそのまま使用することです。例えば、ビールびんや一升びんなどのリターナブルびんなどのよう

に、返却されたびんを洗浄して再び使用したり、家具類を修理して使用するなど、従来と同じ用途で使用する事です。

再生利用

廃棄物の全部又は一部を処理して、原材料として利用することです。例えば、古紙を水に溶かし、洗浄、脱水するなどして再び古紙パルプにし、紙原料として利用したり、ペットボトルを粉砕するなどして、フレークやペレットにし、様々なプラスチック製品の原料として利用します。マテリアルリサイクルともいわれています。

再生利用率

ごみ排出量に占める資源化量の割合です。

サーキュラーエコノミー (Circular Economy)

日本語訳で「循環型経済」。これまで経済活動のなかで廃棄されていた製品や原材料などを「資源」と考え、リサイクル・再利用などで活用し、資源を循環させることです。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など「産業物処理法」で定める 20 種類の廃棄物のことです。

産業廃棄物処理業者

産業廃棄物の収集・運搬業、中間処理（破碎・焼却などの処理）業や最終処分（埋立処分）業を営む者のことです。これらの業を行う場合には、収集・運搬を行う地域や施設を設置する地域の都道府県知事の許可が必要であり、許可を受けていない者は、産業廃棄物の収集・運搬や中間処理、最終処分を請け負うことはできません。爆発性、毒性、感染性などがある特別管理産業廃棄物の収集・運搬や処理を行う場合は、別途、都道府県知事の許可が必要となります。

産業廃棄物税

産業廃棄物の排出量や処分量に応じて課税される法定外目的税のことであり、税収は一般的に、産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクル率向上支援、不適正処理の対策強化などに使われています。長崎県では平成 17 年 4 月 1 日から導入しています。

3010 運動

宴会時に、乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しむとともに、お開き 10

分前になったら、自分の席に戻って再度料理を楽しむことで、食べ残しを減らすための運動です。

残余容量

最終処分場において、廃棄物を埋立処分できる全体容量のうち、既に埋め立てられた容量を除く、残された埋め立て可能な容量のことです。

散乱ごみ

道路、河川、公園などに散乱し、放置されているごみのことです。主なものとしては、空きかん、空き瓶、ペットボトル、紙くず、たばこの吸い殻などがあります。

CH₄（メタン）

1 個の炭素原子（C）と 4 個の水素原子（H）からなり、無色無臭で空気より軽く、非常に引火性の強い気体で、炭素と水素からなる各種の炭化水素（HC）のうちでは、最も分子量の小さいものです。

資源化量

施設資源化量（リサイクル施設における分別や溶融施設におけるスラグ化などにより資源化された量）と直接資源化量（市町が収集後、資源化处理施設を経ずに直接再生事業者へ搬入し、資源化された量）と集団回収量（自治会や子ども会などが資源ごみを回収し、市町に報告した量）の総和です。

資源ごみ

古紙、空きかん、空き瓶やペットボトルなど、再資源化することができるごみのことです。

集団回収量

自治会や子ども会などが古紙、空きかん、空き瓶を回収し、市町に報告した量です。

循環型社会

「循環型社会形成推進基本法」では、製品等が廃棄物となることが抑制され、廃棄物となったもののうち有用なものについては、適正に循環的利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われないものについては、適正な処分が確保され、このことによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会として定義されています。

循環資源

廃棄物などのうち有用なもののことをいいます。

食品ロス

日本では、「食品ロス」は、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針において「本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品」と定義されています。食品関連事業者から発生する食品ロス量については、農林水産省が食品リサイクル法の規定に基づく定期報告結果等を基に推計し、家庭から発生する食品ロス量については、環境省が市区町村で実施している家庭系ごみの組成調査等を基に推計しています。

焼却灰

廃棄物を焼却処理した際に残った燃え殻のことをいいます。焼却灰は、灰分と、燃え残りの未燃分からなっています。

飼料化

食品廃棄物の水分や栄養成分などを調整して、家畜用の飼料を製造することです。

3R+Renewable

3R（リデュース、リユース、リサイクル）そして Renewable は再生可能。

Reduce とは：製品を作るときに使う資源の量を少なくする。

Reuse とは：使用済み製品や部品等を繰り返し使用する。

Recycle とは：廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用する。

Renewable とは再生可能の意味。持続可能と考えてもよい。

（長崎県では、ごみの減量化や資源化のために、全国的に推進されている

3R（Reduce、Reuse、Recycle）に Refuse を加えた 4R を推進しています。

生活系ごみ

家庭での生活において発生する廃棄物のことで、食べ残しや調理くずなどの生ごみ、家具などの粗大ごみ、空きびん、空きかんなどの容器や包装廃棄物、新聞、雑誌などがあります。

ZEH（Net Zero Energy house：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。

ZEB (Net Zero Energy Building：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

略称「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。

セパブル封筒

受け取った人が下部を切り取って定型封筒として再利用できます。また再生紙を使っていて、リサイクルとリユースを兼ね備えた環境にやさしい封筒です。

ゼロ・エミッション (zero emission)

環境を汚染したり、気候を混乱させる廃棄物を排出しないエンジン、モーター、しくみ、または、その他のエネルギー源を指す。「エミッション」とは「排出」の意味です。

ゼロカーボンドライブ

ゼロカーボン・ドライブ（略称：ゼロドラ）は、太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力（再エネ電力）と電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)を活用した、走行時のCO₂排出量がゼロのドライブのことです。

粗大ごみ

家具、自転車、家電製品などの耐久消費財で比較的大型のごみのことをいいます。

《タ行》

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)及びにコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の総称です。これらの物質は、よく似た分子構造をもち、発生原因や毒性作用も類似しています。廃棄物焼却施設などから、非意図的に発生していますが、実際に環境中や食品中に含まれる量はごく微量なので、通常の生活の中で摂取する量では急性毒性は生じません。

多量排出事業者

多量の産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者のことです。

「産業物処理法」では、年間1,000トン以上の産業廃棄物又は50トン以上の

特別管理産業廃棄物を排出する事業者を多量排出事業者と規定しており、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画書を策定し、都道府県知事に提出することが義務づけられています。

脱炭素社会

二酸化炭素の排出が実質ゼロとなる社会のことです。

地域脱炭素ロードマップ

地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域で、地域特性等に応じて脱炭素に向かう先行的な取組を実行することです。地域課題を解決し住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示すことです。

中間処理

廃棄物を減量化したり、安全かつ安定した状態に変化させることをいいます。

減量の方法としては、脱水、破碎、圧縮などがあり、また、安全、安定化の方法としては、焼却、中和、熔融などがあります。

直接資源化量

市町が収集後、資源化处理施設を経ずに直接再生業者等へ搬入し、資源化された量です。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいい、引火性廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）、強酸性廃液、強アルカリ性廃液、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃PCB、PCB汚染物、廃石綿、特定有害物質を含むばいじん・汚泥など）が定められています。

《ナ行》

生ごみ処理機

生ごみを、微生物の働きによって分解したり、熱によって乾燥させたりして、減量化や堆肥化の処理を行う機器のことです。

熱回収

廃棄物の焼却の際に得られる熱を利用して、温水を作ったり発電を行うことです。リサイクルの一つで、サーマルリサイクルともいわれています。

《ハ行》

バイオディーゼル燃料

生物由来の油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称であり、バイオマスエネルギーのひとつです。

バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表していて、一般的には「動植物に由来する有機物である資源(化石資源を除く。)」のことです。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設業から発生する廃材、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料や堆肥としての利用、固形燃料化、エタノール化、メタン発酵などによる燃料や燃焼ガスとしてのエネルギー利用などがあります。

排出抑制

製品を長く使用したり、再使用を進めることなどにより、廃棄物の排出そのものを抑制することです。

ばいじん

焼却により発生する、煙に含まれるすすなどの微粒子のことです。廃棄物の焼却施設では、一般的に集じん施設を設置し捕集しています。

発生抑制

ごみになるものを作らない、売らない、買わないことなどにより、ごみになることを事前に抑制することです。「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会における施策として、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、そして最後に適正処分という優先順位を定めています。

PDCAサイクル

品質管理など業務管理における継続的な改善方法。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法です。

1人1日あたりのごみ排出量

ごみ排出量をごみ収集を行っている区域の人口と年間日数で除した量です。

フードバンク

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ

無償提供するボランティア活動です。米、パン、めん類、生鮮食品、菓子、飲料、調味料、インスタント食品など様々な食品が取り扱われています。

不燃ごみ

ごみの分類の一つで、焼却できない金属、ガラス、陶磁器などの総称です。

不法投棄

ごみを定められた以外の場所、例えば山林や河川敷などに廃棄することをいいます。廃棄物処理法では、何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならないとされており、罰則が定められています。

プラスチック資源循環法

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」のことであり、令和3年6月11日に公布され、令和4年4月1日に施行予定です。

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

※3R:Reduce（リデュース）削減、Reuse（リユース）再利用、Recycle（リサイクル）再資源、Renewable：再生可能な資源

フリーマーケット

不用品などを持ち寄り販売するために、公園や空き地などで開かれる大規模なバザーのことです。

分別収集

家庭などから排出されるごみを、ごみの種類に応じて分類し、収集することです。ごみを効率よく処理するために、「可燃ごみ」「不燃ごみ」に分けて収集することや、かん、びん、古紙、ペットボトルなどを再資源化するために、他のものと分けて収集することをいいます。

《マ行》

マイクロプラスチック

マイクロプラスチックとは、微細なプラスチックごみの総称で、5ミリメートル以下のものをいいます。

マニフェスト

産業廃棄物管理票のことです。排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者にマニフェストを交付し、処理業者は、処理終了後にその旨を記

載したマニフェストの写しを排出事業者に返送することにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保できます。

マテリアルリサイクル

廃棄物を回収し製品の原材料として再生利用すること。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るくずなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うことです。このほかりサイクルには、サーマルリサイクル（熱回収）があります。

サーマルリサイクル（Thermal Recycle、熱回収）とは、廃棄物を焼却処理する際に、発生する熱エネルギーを回収・利用することです。

燃え殻

焼却施設の炉内に残った焼却灰のほか、火力発電業などの事業活動に伴って生ずる石炭がらや灰かすなどを指した廃棄物のことです。

《ヤ行》

4 R

長崎県では、ごみの減量化や資源化のために、全国的に推進されている3R（Reduce、Reuse、Recycle）に Refuse（断る）を加えた4Rを推進しています。

Refuse（リフューズ） ごみとなるものを持ち込まない

Reduce（リデュース）ものを大切にし、ごみを減らす

Reuse（リユース）そのままの形で再使用する

Recycle（リサイクル）再生利用する

《ラ行》

リターナブル容器

ビールびんや一升びんのように、何度も洗って、繰り返し使用される飲料用などの容器のことです。リターナブル容器は、何度も繰り返し使うことで、使い捨て容器よりも環境に与える負荷が少なくなります。

《ワ行》

ワンウェイプラスチック

一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のものをいいます。